

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 4 ) ( 18 . 4 定 )			
日 時	平成 18 年 12 月 18 日 ( 月 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 3 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤(陽)委員長、横田副委員長、小前・大橋・大畠・前田・ 佐々木(茂)・佐々木(勝)・新谷・北野・見楚谷・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・ 環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、監査委員事務局長、 収入役職務代理者(会計室長)、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、高橋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。上野委員が大橋委員に、森井委員が大島委員に、菊地委員が新谷委員に、山口委員が佐々木勝利委員に、佐藤委員が高橋委員に交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

消防長。

消防長

去る14日の予算特別委員会におきまして、平成会の小林委員より消防職員の懲戒審査等について御質問があり、その最後の御質問の中に、このたびの措置にかかわって、消防本部の対応に適正さを欠いたとのお話もありましたので、改めて経過について報告いたします。

当時の消防長は、一方の当事者の所属長からの上申に引き続いて、他方の当事者の上司である次長の上申も受け、所定の手続に基づいて懲戒審査委員会に諮問を行ったものであります。委員会におきましては、当事者双方の申出が異なることから、申立て内容の審議も含め、改めて双方から事情聴取を行い、双方から共通に確認がとれた事実に基づいて審査をしております。

その結果、業務を所管している課が既に結論を出している業務にかかわって、他の課の職員が複数回にわたってその是正を求めたことに対して、またその是正要求の過程に適切さを欠いたことに対して、措置に値すると答申があり、消防長から嚴重注意書が職員本人に交付されたものであります。

以上のとおり、当時の措置につきましては、懲戒審査委員会において適正に審査が行われたものと考えております。

委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党の順といたします。

平成会。

-----  
大島委員

病院の中途退職者について

何点か関連のあるところは、まとめて質問させていただきます。

初めに、代表質問でも質問しましたが、市職員の休職者、そしてまた中途退職者についてお尋ねしました。それで、今回は病院の中途退職者についてお尋ねします。

資料を提出していただきました。そしてまた、先日の代表質問での答弁を基に調べてみましたら、看護師の退職の占める割合が非常に大きいということが判明いたしました。平成12年度、13年度、14年度、15年度、16年度、17年度、18年度と年度ごとに中途退職者がどのぐらいの割合でいるのかということでやってみましたら、12年度は約8パーセントを超えている。13年度は1割を超えている。同じく14年度も8パーセント、15年度、16年度は大幅に増え、1割以上の総数に対する中途退職者が出ておりますし、また17年度も1割を超えているということで、業務に支障を来すのではないかとということでお尋ねしました。

そうしましたら、中途でまた退職者を補充するのだけれども、なかなかその人数が埋まらないという答弁をいただいております。このようなことから、新規採用のときに、新年度の5月に、前もってこれだけのある一定の中途

退職者が出るものですから、採用しているのかと聞きましたら、予算の関係でそれもままならないということで、月ごとに毎月募集をしているということが現状であるということでございますけれども、改めてお尋ねしますけれども、業務に支障はないのかどうか。

それからまた、小樽病院には高等看護学院がございます。これらの卒業生をどのくらい採用されているのか、この2点についてお尋ねします。

それからもう一点は、資料に基づきまして、平成17年度と18年度の職員数でございますけれども、平成17年度の5月は全体で595名、18年度の5月は570名、約25名が前年度より少なくなっております。病院給食は平成18年度からやっておりますけれども、給食業務を委託したことと関係があるのか、この3点についてお尋ねします。

(樽病)総務課長

病院の職員の関係ですけれども、確かに毎年同じような傾向なのですけれども、看護師がやはり20名から30名ほど両病院合わせてやめていく傾向にあります。これは小樽病院だけではなくて、ほかの病院もそうなのですけれども、看護師の職種柄というものもあると思うのですけれども、退職者というのがあります。それで、支障がないかどうかということなのですけれども、端的にやはり年度末でやめる方が結構多い。ほとんどがそうなのですけれども、そのほかにも年度途中でやめる方もいますけれども、年度途中につきましては、欠員が出た時点で募集をかけていくというやり方をやっております。それで埋まらない場合もありますけれども、それは内部のやりくりの中でやっておりますので、支障というのは出てきておりません。

あと、看護学院の関係ですけれども、看護学院がある関係で非常に市の方は採用の際は助かっているというか、看護学院のおかげで補充できているといういい面がありまして、年度によって違いますが、やはり10名から20名ぐらいの範囲で、毎年看護学院の方から採用をしております。

それと、あと平成17年度と18年度の職員の違いなのですけれども、大きいのは、今、委員もおっしゃいましたとおり18年度から、また第二病院の方が給食業務の関係で委託しましたので、その分の職員が減ったということと、あと小樽病院では電話交換手の業務を委託したことが、少なくなった大きな要因となっております。

大島委員

今の看護師の対応について答弁をいただきましたけれども、先日のように小樽病院でノロウイルスによる中毒が発生しますと、あるいは人手不足も原因にあるのではないのかと、このように心配をしております。中途退職者が非常に多い、そしてまた1年以内、そして3年以内にやめる方も多い数字が出ておりますので、この点についても、これからも十分な医療ができるような人数を確保していただきたいと要望いたします。

市民ギャラリーと市展について

次に、教育委員会にお尋ねします。これも代表質問で質問をしておりますけれども、市民ギャラリーの日程割り振り、そしてまた祝日の代休を何とかできないのかということについて質問しております。また、答弁をいただいておりますけれども、再度大まかに言いますと、今年度であれば11日間の代休がありました。これは、毎年度同じぐらいの日数だと思いますけれども、ぜひ利用者からの立場で、先日も申しましたけれども、飛び石の日程よりも、やはり続いた方が訪れる方にも御迷惑をかけないと、そういうようなことから再度検討していただきたいと思っております。

次に、市展の事務局についてでございますけれども、去年、今年と大変やめられる方が多い。しかも、小樽画壇で中心をなしている方々が多いということで、いろいろ指摘も受けてきております。今、小樽市が取り組んでいる財政再建推進プランに基づいて、民間ができるものは民間にということも進めておりますけれども、それは私は大変結構なことだと思うのです。けれども、それが偏って一人のところ集中をしている傾向はないかと、そのために委員同士のトラブルの発生の原因の一つになっているやに私も聞いております。今、事務局は市展委員長のお宅に置いてあります。今までは、事務局は生涯学習課ということになっておりましたけれども、たまたまこの委員長

になっている方がギャラリーをやっている方で、非常にそこに問題があるのではないかとということで指摘を受けておりますけれども、この点について、市展運営を行うのは委員の皆様方ですけれども、この辺についても、市の立場でアドバイスをいただければ、このように主導的な立場の方々が大勢やめることは防げたのではないかと、そのように思っておりますが、この点について教育長の答弁をお願いしたいと思います。

教育長

２点あったと思いますが、１点目の祝日の代休についてであります。利用団体でありますとか、利用者の思いも聞きながら、また相談しながら検討してまいりたいと思っております。これは代表質問の中で答弁したことと同様に考えてございますので、御理解いただければと思います。

また、市展にかかわりましてであります。市展の事務局の場所でありますとか、もろもろの点について指摘をいただいておりますが、教育委員会といたしましては、市展につきましては、芸術・文化の中核となるものでございますので、あらゆる援助をしてみたいと思っております。また、指導・助言につきましても、今、委員がおっしゃっているような内容で話をしてみたいと思っております。

大島委員

除雪について

次に、最後になりますけれども、除雪について計画が出されました。広報等でも市民に広く周知をしているところでございますけれども、今年から北浜岸壁の雪捨場が廃止になるということでございます。この北浜岸壁の雪捨場は、主にどういう地域の方が利用していたのか、この点についてお尋ねします。

そしてまた、ここを利用していた方々は、今度どこへ、どのようにして、どこの雪捨場に行くように指導をするのか、この点についてお聞かせください。

（建設）雪対策課長

今年度から北浜岸壁の雪捨場について休止してございます。あの雪捨場を昨年利用された団体でございまして、梅ヶ枝周辺、石山周辺、稲穂５丁目、赤岩１丁目、赤岩２丁目、こういう団体が北浜岸壁を利用してございます。この今年度休止に伴いまして、これらの団体につきましては、色内の雪処理場の方に、振り替えたいと考えております。

大島委員

それと、雪捨場の管理なのですけれども、昨年申しましたけれども、昨年、一昨年と非常に大雪で、雪捨場の管理を請け負っている業者も大変だったと思います。しかし、豊井浜の雪捨場については、あれは海に押っつけている傾向があるということで、注意をしました。これは、ウニやアワビの漁に影響がありますから、今年も請負業者には十分注意をしていただきたい、そのように再度要望いたします。

同じく最後になりますけれども、急傾斜地でございまして、昨年９月に市民からの要望があって、堺町のがけの上から雪がどんどん落とされるということで指導していただきました。そしてまた、この際には、雪崩止めのコンクリートも一緒に落ちてきたという経緯がございます。先日、同じ方から今年は大丈夫だろうかということで、心配の御連絡が来ておりますので、その点について、上にはあれだけの大きな立派な施設が新たにできておりますので、再度オーナーの方に去年のようなことのないように申入れをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

建設部関野次長

堺町周辺の急傾斜地区のことについて、施設管理者としては北海道土木現業所で施設を管理しております。今の地先の方から雪が多いということで、ここばかりでなく、いろいろところで雪が出され、そして下の方が危ないというような状態は押さえております。それについては、当然あの施設を管理している北海道土木現業所に、その辺の話をしたいと思います。さらに、ほかの地域を含めましても、雪が上の方から道路の方に落ちてくるというこ

とについては、いろいろな情報を地域の方に話していきたいと思います。

大橋委員

小中学校の施設使用料について

まず、結論の出ない問題からお尋ねします。

菊地委員の方から一般質問でやりましたが、小中学校の施設使用料の問題が、行き詰まったままになっています。これについては、いろいろな考え方があるのですが、現実に使っている、これは一般の方ではなくて、主に小学校の子供たちの活動の面倒を見ている団体、サッカーとか野球、そういうところから、チームの存続にかかわる問題だということで、今年悲鳴が上がって、それでさんざんもう質疑されていますから、小学校だと入船小学校あたりで2時間使うと3,300円かかりますし、高いところでは、最上小学校だと4,000円もかかってしまうという状況の中で、1チーム10人が15人しかいないわけですから非常に困っているわけです。それで、基本的な部分の前に、まず今年急に悲鳴が上がってきたのですけれども、その理由をどうお考えですか。

(教育)総務管理課長

学校の施設使用につきましては、これまで夜間開放で同じくスポーツ少年団を中心とした方々が利用しております。その方々につきましては、夜間開放で決められた使用料金、暖房料、それと電灯料の実費相当分を徴収していただくこととなりますけれども、薄暮に当たる時間帯、要するに午後4時から午後6時、その時間帯につきましては、学校行事や授業時間以降で支障のない場合におきまして、校長の判断で使用許可を出しているところでございます。この使用に当たりましては、これまで無料としてきたところでございますけれども、先ほど申しました夜間開放との整合性を図るために、不公平だということがありましたので、その整合性を図るために、是正するために、今回5月からその使用時間数に応じた実費相当分を負担していただいているところでございます。

大橋委員

一般団体に比べて不公平だということからすれば、一つの理屈としては成り立つと思います。ただ、不公平といふことのほかに、漏れ聞くところによりますと、市の財政危機で、やはりきちんと取るものは取るという考え方もあるというふうに聞いていますけれども、その辺はどうなのですか。

(教育)総務管理課長

例えば暖房につきましては、昨年から高騰しているというようなこともあり、やはり財政的な面もございます。

大橋委員

それで、一般団体に比べれば不公平だということなのではございますけれども、ただ子供の活動という部分で話したいのですけれども、クラブ活動とは何かということなのです。野球でもサッカーでも中学校にはクラブがあります。それで、中学校のそういうクラブが薄暮の時間帯に、自分の屋内運動場を使用する場合には料金を取りますか。

(教育)総務管理課長

学校開放につきましては、中学校は部活があるということで、すべて無料といいますが、一般開放はしておりません。小学校の屋内運動場につきましては、申込みにより使用料を徴収して、現在使用許可をしているという状態でございます。

大橋委員

解釈上の問題だと思うのですけれども、今、中学校のクラブ活動の問題を出したのですけれども、小学校には結局クラブ活動自体がないので、それを補うものとして地域のボランティアの指導者たちが子供たちを集めて、いわゆる少年野球とか少年サッカーとかをやっているのです。実態的な問題から考えれば、結局、要はそのこの学校をそのこの児童が使用しているという現状には変わらないのです。ただ、小学校の方は一般開放という形で一般の方々の使用と、そのためにまた条例で使用料を決めている。それで、そのこの部分から、今回の問題が起きているわけです。

けれども、私の主張としましては、これは条例を改正して、その部分を無料にするとか、そういう話の世界ではなくて、小学校におけるそういう地域のボランティアが指導しているその学校の児童の活動については、これは一般開放の枠で考えるのではなくて、やはり学校教育の一環、そして今、地域と教育というものが、これからどんどん連携していかなければならないという部分で考えたときに、非常に重大な問題を抱えているというふうに思います。そういうふうなところから、今日結論を出せというのが無理なことは十分承知しておりますけれども、しかし地域と子供たち、あるいは学校教育の連携、そういう中から地域の人たちが一生懸命子供を育ててくれる。それを推進していく小樽の立場からいいますと、そこにおいて地域のリーダーたちが、使用料の負担ができない、それで悲鳴を上げる。そういう政策については、今後いろいろ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育部長

委員がおっしゃる面は、確かにあるというふうに思います。青少年育成のためということで、地域の方々に大変御協力をいただいていると思います。ただ、同じような中身で、その学校開放、一般の方々の一般開放は使用料をいただいて、実費弁償もいただいております。同じように子供たちの育成をしていただいている学校開放、これは使用料を減免して実費弁償をいただいている。それとの関係で、同じようなスタイルで、この4月から校長の許可によってやっていただくということです。したがって、そういう面からいいますと、一般と言いつつ子供たちの使用料は無料にしながら実費弁償をいただいている団体とのその公平性という問題がありまして、今回そういう形にさせていただきました。そういう意味で現状の中ではなかなか難しいのかなということで、教育長の方から答弁をさせていただいたという現状でございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

大橋委員

理解はできないので、積み残しということにしますけれども、お話は承りました。

公開授業について

次に、いわゆる公開授業についてなのですが、先日、久々に学校から地域の公開授業をするので、町内の方々が見に来てくださいという御案内をいただきました。これは回覧板とか、その他の案内でいただいたのですが、緑小学校に行ってきました。体操と算数をやっていたのですが、体操の方は五、六人の子供がリーダーになって全部に体操をさせている。それから、大きな集団の縄跳び、それを4チームぐらいに分かれてやっていました。教員が余計なことは口を出さないように、しかしきめ細かく指導している姿と、最後の段階できちんと教員が参加して、みんなが理解できるような、集団縄跳びというものをさせていることに非常に感銘を受けました。それで、これは公開授業なのですが、小樽にとっては非常に昔から大事な問題で、なかなか公開授業ができない。それから、教育委員会が授業を見に行くことができないということが、過去の命題であったわけなのですが、現在、公開授業はどのような状況になっているのか。5年前、3年前、昨年というふうに区切りまして、状況を教えてください。

(教育)指導室寺澤主幹

各学校の授業公開にかかわっての御質問だと思います。

私たち指導主事が学校を訪れるのは、学校経営や研修、それから生徒指導、それから授業が伴う訪問ということで、あわせて学校教育指導と言っているのですが、その中で、特に授業公開を伴う訪問の数について申し上げますと、平成13年度、学校教育指導に行った回数は95回です。そのうち授業を伴う訪問は14回です。平成14年度は114回学校教育指導に行きまして、そのうち授業を伴う訪問は19回です。平成15年度は156回学校教育指導に行きまして、48回授業を伴う訪問をしております。平成16年度は151回学校教育指導をいたしまして、そのうち60回授業訪問をしております。平成17年度は193回の学校教育指導をしており、そのうち授業を伴うのは76回となっております。

大橋委員

こういうふうに回数が増えています。それで、この中で、いわゆる最終的な部分で大切なといいますのは、例えば尾道市の場合には、とにかく地域に公開しようということを積極的にしていますし、教員たちも授業を公開する

ということを、自分たちの目標といいますか、大切なことにしているという報告を受けています。小樽において、この地域公開ができていない学校があるように思っているのですが、その地域公開ができていない学校に対してどうするのかということと、それから授業公開について、これから教育委員会がどう対処されていくのか、それで質問を終わります。

(教育) 指導室寺澤主幹

「あおばとプラン」の中での地域公開ということで、推進を図っていくことで、本年度、計画を1学期各学校からいただいたところによりますと、全部の学校で地域公開に今年度取り組んでいく計画があるという報告を受けております。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
高橋委員

私の方からは、代表質問にかかわって何点か伺います。

財政問題について

初めに、財政問題ですけれども、まず平成19年度予算編成について何点か伺いました。それで、歳入の方ですけれども、地方交付税については、いつごろ額が決まるのでしょうか。

(財政) 財政課長

平成19年度の地方交付税ということでございますが、今日の新聞とかインターネットを見ますと、19年度の地方財政計画が今日決着するという記事が載ってございました。それで、その中で全国の地方交付税の総額が決まりまして、その中で19年度は算定するということになりますけれども、具体的にその小樽市がどういう状況になるかにつきましては、今のところ19年度から新型交付税ということで、基準財政需要額の一部を人口と面積で算定ということがございまして、そういう制度改正がございまして、具体的に決まるのは、普通交付税本体が決まるのは、毎年の例からいきますと当該年度、19年度であれば19年7月ということになるかと思えます。その計算の状況、19年度の地方財政計画の中では、その地方交付税につきましては一番関心があるところなのですが、予算では国の財源である法人税などが伸びて、交付税に入る額が増えるのですけれども、実際出口ベースの交付税の額は、現状維持かそれより少なくなるというふうな記事が載ってございました。

高橋委員

今もお話がありましたけれども、答弁にもありますけれども、制度の抜本的な見直しが要請されている。以前のものと、それから見直しされるものを、簡単にわかりやすく説明をお願いします。

(財政) 財政課長

なかなか一概に、簡単に説明するというのが、担当している私どもも難しいと考えております。要は、今まで交付税の算定の中の基準財政需要額、小樽市でかかるだろう経費、その積算の一部を人口と面積で積算をしている。そこに交付税特有の難しいいろいろな係数とかを掛けていきます。それで、今言われているのは、面積の方では、土地利用の形態、宅地とか田畑、それから森林、その他の土地ということで、そういう区分ごとに一定の率、私の持っている資料では、宅地を1とした場合、利用形態によって田畑であればそれから減ると、森林であればもうちょっと減るといような形の積算がされてございます。新聞にも一部載りましたが、一応平成18年度の基礎数値を使いまして、試算をしるということで試算をした結果、小樽市においては、今、示されている算定式で計算すると、約4千万円減額になるという、率で示しますと0.2パーセントの減という試算になっております。国の方では、その試算を受けまして、その中でどういう係数にしたらいいとか、どういう配分にしたらいいかという再検討がなされるというふう聞いてございます。

高橋委員

今後の影響を確認したいのですけれども、使用形態が変われば変わるかもしれないのですけれども面積は変わりませんので、やはり大きいのは人口なのかなど。人口が減っていくと交付税も減額対象にどんどんなっていくという影響があるということによろしいですか。

(財政) 財政課長

新型交付税の部分もそうですが、既存の部分での交付税の算定そのものも、人口が使われている算定が多いです。あと、学校が増えることとか、そういう基礎数値の部分もございまして、人口の算定の部分の項目が多いということもございまして、やはり人口が減少すれば、それに伴い基準財政需要額が減り、基準財政収入額が同じだとすれば交付税の額が減るというような現在の算定式になってございます。

高橋委員

平成19年度の予算編成ですけれども、まだちょっと早いというお話もありましたけれども、今の見通しとして、18年度は何とか収支均衡にできましたけれども、19年度はどういう見通しというか考え方、何とかそれにできそうかできそうではないのかを含めてお答えください。

財政課長

現在、予算編成の作業中ございまして、今、委員からお話のあった交付税、要は歳入の部分での見込みとか、地方財政計画の中での税の伸びとか、また当市における税の伸びなどを積算して予算編成に当たるわけですけれども、現状としては、平成18年度の予算編成にございましたけれども、予算編成においては大変厳しい状況にあるという現状については、私は認識してございます。

高橋委員

具体的には、まだそこまでいっていないということですね。わかりました。

職員駐車の有料化について

次に、職員駐車の有料化についてですけれども、小中学校を含めての主要施設、マイカーが1,100台ということになっております。大まかで結構です、この内訳を教えてください。

(総務) 笠原主幹

職員駐車の有料化に関連して、台数が約1,100台ということで答弁をしておりますけれども、これは本年8月に各施設の調査をいたしました。その内訳といたしましては、小中学校を除く市の施設につきましては475台、小中学校分につきましては627台、こういう台数になっております。

高橋委員

半分以上が小中学校ということですね。それで、前にもお聞きしましたけれども、この辺の経過、なかなか話が進んでいなかったという状況も聞いていますけれども、平成19年度から開始できるというふうに伺っていますが、その辺のことと問題点があれば、また課題があればお答えいただきたいと思います。

(総務) 笠原主幹

私どもの方は、財政再建推進プラン実施計画の中にもこの部分を歳入増ということで組み込んでおりまして、平成19年4月に向けて導入するというので進めておりますけれども、この間の経過ということでございまして、まずこの有料化につきましては、平成16年度に庁内で議論しまして、一定程度の方向性が出まして、翌年度から導入したいということで議論を進めておりました。

ただ1点、現在も課題ということで残ってはいるのですけれども、先ほど台数の多くを小中学校で占めるというお話が委員からもされておりましたが、その小中学校の教職員もいわゆる公務上で使用しているという実態があるということを職員団体等を含めて話がございまして、その辺の公務使用の整備等を含めて時間がかかっているという部分がございます。それらを整備して新年度から実施していきたいというのが私どもの現在の考えでございます。



高橋委員

もう一度確認しますけれども、その辺は整理できたというふうに受け止めてよろしいですか。

(総務) 笠原主幹

今、課題となっているという部分でございますが、一つには現在教育委員会の方で、いろいろ教職員団体等との調整と申しますか、それをやっていただいておりますけれども、例えば公務使用の実態があるのであれば、そういう部分をどの程度公務に使っているという実態を踏まえて、一律な対応にするのか、それともそういう部分を考慮した対応にするのか、それはこれから協議していかねばならないと考えています。

高橋委員

そうすると、単純計算で年間4,000万円ということにはならないということによろしいのでしょうか。

(総務) 笠原主幹

代表質問で答弁しました4,000万円というものは、1,100台に3,000円の12か月というのを単純に乗じたわけでございます。例えば現在1,100台と調査時点でありましたけれども、有料化によっては、またマイカーで通勤されないという方もおられると思います。そしてまた、冬期間等車の置場がないという施設もございますので、そういうのを考慮しますと、必ずしもこの4,000万円という数字になるというものではないと考えております。

高橋委員

遊休不動産の売却について

次に、歳入の部分で、遊休不動産の売却についてですけれども、昨年度はいい物件というか、そういうものがありましたので、結構な金額になったかと思うのですが、平成19年度については何か予定されているものがあれば教えてください。

(財政) 契約管財課長

今、遊休地の処分ということで、今年度も遊休地の処分に努めてきておりますけれども、次年度というお話でございます。契約管財課では、普通財産として移管されたものを対象にこういった処分を行ってございます。現在、契約管財課の方に普通財産として移管されているものとしては、旧市民部の分室がございます。これにつきましては、現在、土地評価につきまして財務局と協議をしておりますし、また次年度建物を一部改善する必要があります。そういったことを整理をいたしましてから売却の処分ということで予定してございます。

高橋委員

平成19年度はとりあえずその1件だけですか。

(財政) 契約管財課長

来年度もう1件、現在経済部の所管しております旧職業訓練センターの土地と建物も私どもの方に移管される予定でございますけれども、こちらの方はちょっと建物の老朽化が著しいなどの課題がございますので、今後、処分方法につきましては慎重に検討してまいりたいというふうに今は考えております。

高橋委員

職員の採用について

次に、行政改革ですけれども、気になった点が1点ありました。職員の採用についてですけれども、財政再建の観点から、一般事務職、技術職の採用を30名予定していたわけですけれども、答弁によると、当面見送らなければならない。要するに採用はしないということみたいですが、この点についてもう一度説明をお願いします。

(総務) 職員課長

事務職の30名の見送りの問題でございますけれども、こちらにつきましては職員構成という観点からいきますと、決して望ましい状況ではないのですけれども、こういった厳しい財政状況の中で、しかも夕張問題に端を発しまして、いろいろと環境も変わってきているといった中で、やはりこういう厳しい状況の中ではやむを得ないのかなと

考えております。ただ、採用、補充という観点だけではなくて、例えば事務事業を見直すとか、あるいは組織を大幅に見直すといったような、いわゆる受皿といった観点からいきますと、やはりそういったものも大きく見直して、何とか乗りきっていかなければいけないかなとも考えておりますので、そういった意味では単なる採用しないという観点だけではなくて、そういった見直しの中で乗りきっていけるものというふうに考えております。

高橋委員

行政改革の質問の答弁の中で、来年度から団塊の世代が大量に退職することにより、現行の業務量、定員のバランスが崩れることが懸念されているという、そういう答弁をされているわけです。心配するのは、金がないからやはりできないということで、今お話がありましたけれども、きちんとそのバランスをとっていけるのか、業務に支障が出ないのかというのが非常に心配です。その辺はいかがですか。

(総務)職員課長

もちろん市民サービスに大きな影響が出るということは、どうしても避けなければいけないことですので、そういったことを考えながら、現行のものをすべて行って、そして職員数が少ないという中では、なかなか大変だという委員の御心配も最もなことなわけですけれども、先ほど答弁しましたように、そういった受皿といいますか、事務事業を見直して、そして本当に必要なものだけを厳選していくといったようなことを考えていけば、決して無理な考え方ではないというふうに考えております。

高橋委員

無理な考え方ではないということは、多少まだ余裕があるのかなという受止めになるのですけれども、皆さん頑張られていると思うのですけれども、先ほど出てきました市民への影響が、逆にもう金がないのだから仕方がないのだからということで済まされないと思うのです。その辺の危があるわけですが、本当に大丈夫なのか、30名はだめだけれども、例えば10名は何とかやはり採用しなければならぬだとか、そういう検討の余地というのは、これからさまざまな検討をしなければならぬのかなというふうに私は思っているのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(総務)職員課長

今後3年間については、委員のおっしゃるとおり、30名の削減ということなわけですけれども、それ以降につきましては、現段階で考えておりますのは、いわゆる現業職といいますか、技能労務職を除いて、退職者の半数を補充するというような考え方をもっておりますので、そういった意味では、ここ3年間は我慢のしどころという面もありますけれども、未来永劫全く採用しないということではございませんので、そういった意味では市民にそれほど大きな負担をかけなくてもやっていけるというふうに考えております。

高橋委員

次に移ります。

家庭系の一般廃棄物の収集運搬について

ごみ問題ですけれども、家庭系の一般廃棄物の収集運搬について質問をしました。それで、完全民間委託化になるわけですが、答弁によりますと、市直営のごみ収集運搬車1台を本年10月に民間委託した。それで、来年1月から5台を民間委託する予定で、今後引き続き委託化を進めてまいりますということですが、この辺を整理して、完全民間委託化までの流れ、それから台数も含めて教えていただきたいと思っております。

(環境)管理課長

委託化への流れですけれども、先ほど委員も申しましたとおり10月に1台委託しております。それと、来年の1月にさらに5台を委託することになっております。それで、残っておりますのがごみ1台と資源物2台となっておりますけれども、この委託化につきましては、現在、職員組合側と減車についての交渉をしているところでございます。

高橋委員

最終のその期限は切っていないわけですね。

(環境)品田副参事

期限の関係でございますけれども、ただいま管理課長も答弁しましたとおり、職員組合との協議の関係もございまして、特に今段階では年数は定めてございません。

高橋委員

次に、その直営車両の処分について何点か伺います。使用年数が10年から12年を超えたものについては平成16年度までは処分をそれぞれしてきて、計画的に更新をしてきたということでしたけれども、使用年数が10年から12年というこの年数、これはどういう根拠でこういうふうになっているのか教えてください。

(環境)品田副参事

パッカー車の更新年数の関係でございますけれども、一応使用年数10年というのは、大体平成13年まで取り扱ってきてございます。平成14年から平成16年は12年という取扱いでございまして、その更新年数の取決めの関係でございますけれども、大体パッカー車1台当たり、1日に約120キロメートルを走行するという中で、走行に当たっての安全確保の面、それからごみ収集機能といいますか、車両の性能の面で総合的に勘案した中で年数の取決めをしているところでございます。

高橋委員

ということは、もう市としては10年が一応めどで、それ以上使うと安全性に支障が出るということで区切ったということよろしいですか。

(環境)品田副参事

今申し上げましたとおり、安全確保の面を考えた中で年数を取り決めているということでございます。

高橋委員

それで、平成17年度に処分された車両について伺いますけれども、直営車両4台を処分しました。この処分の内容、4台の内訳、それから金額、行き先を教えてください。

(財政)契約管財課長

売払につきまして、契約管財課で行いましたので、私の方で答弁をさせていただきますけれども、まず4台につきましては、11年から13年経過した車を、希望者を一般公募いたしまして、合計8社の参加申込みをいただいた中で1台ごとに見積り合わせという方式でもって実施しました。結果でございますけれども、各車ごとに5社が見積り合わせに参加してまして、売却価格は最低で74万円、最高で93万円、平均で83万円ほどとなっております。売払先でございますけれども、すべてが収集事業者ということになってございます。

高橋委員

それで、今、お話がありましたけれども、公募をした。それで、見積り合わせをした。何で入札ではないのですか。

(財政)契約管財課長

このたびの売払に関しましては、予定価格が30万円未満でございました。それで、予定価格30万円未満の財産の売払につきましては、地方自治法施行令第167条の2で随意契約に付することができるということがございまして、これによって行ったところでございます。

高橋委員

見積り合わせという表現に、私は非常に不透明感を覚えるわけです。それで、公募したといっても、どういうふうに公募をしたのかというのをもう一回説明していただきたいのですけれども、知らなかったという人も結構いるわけです。ですから、その見積り合わせという手法がよかったのかどうかということも含めて、これはやはり検討

しなければならぬというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

( 財政 ) 契約管財課長

まず、見積り合わせというやり方についてでございますけれども、実際的にやり方としては一般競争入札と同じやり方をとってございます。ただ、言い方が随意契約というのと、一般競争入札というやり方の違いがございますけれども、内容としては、一般公募いたしまして、参加者からそれぞれ金額を入れていただいて、最高価格のものを決めるというルートは一般競争入札と同じ方式というふうに考えてございます。

それで、どんな周知をしているかということでございますけれども、方式的には公示という形をとらせていただいておりますけれども、そのほかに収集関係の組合の方に、見積り合わせの実施についての文書を送付して周知をしていただきたいと思いますということで、お知らせをしてきたところでございます。

高橋委員

後の質問に続くわけですが、これからまたこういう内容が出てくるわけですね。それについては入札で考えていますか、それともまた同じような見積り合わせということになりますか。

( 財政 ) 契約管財課長

今申し上げましたとおり、効果としては見積り合わせも一般競争入札も同じ効果が得られるというふうに考えていますので、あくまでも予定価格に応じて随意契約か、あるいは一般競争入札かというふうな判断をしていきたいと考えております。

高橋委員

それで、平成18年度版清掃事業概要の27ページに8月1日現在ですけれども9台のパッカー車が掲載されているわけですが、この今後の動き、もう既に動いているのもあると思うのですが、どれが動いて、どれを来年度以降なくするのかを教えてください。

( 環境 ) 品田副参事

清掃事業概要に載っています車両の一覧の中で、1月の民間委託の関係で予定していますのは、年式で申しますと97年から99年の車両を4台予定してございます。

高橋委員

これを処分するということですか。

( 環境 ) 品田副参事

車両ナンバーでよろしいでしょうか。

高橋委員

では、後でメモでも結構ですのでいただけますか。

( 環境 ) 品田副参事

後でお伝えしたいと思います。

高橋委員

もう一点気になっているのがあるのですが、13年を経過した車両1台と、それから委託化に伴い減車し、12年を経過した車両1台の計2台、本年9月にごみ収集運搬業者の委託業者へ貸付けをしたというのがあります。それで、その賃貸料となっているのですが、これは貸付料ですね。科目名を確認したいのですが、

( 環境 ) 管理課長

貸付料ということでよろしいかと思えます。

高橋委員

小樽市公有財産規則の第15条にある貸付料の定義でよろしいですか。

(環境)管理課長

車両の場合は、財産上、物品という扱いになりますので、物品の貸付料の算出自体は明確に規定しているものではございません。そういったことで、この車両については、使用に伴って減耗すること等を考慮しまして、小樽市公有財産規則第8条で規定しております行政財産目的外使用料の建物に係る使用料の算出方法を準用して算出方法を決定したところでございます。

高橋委員

そうすると、言葉の使い方としては、使用料ということになりますね。

(環境)管理課長

あくまでも物品の貸付けということですので、貸付料というふうにはなりませんけれども、算出基礎をこの行政財産の目的外使用の使用料のところを準用したということでございます。

高橋委員

わかりました。それで気になるのは、本会議でも御答弁をいただきましたけれども、この貸付料、賃貸料でもいいですけども、2台合わせて月1万900円というすごい安い値段です。気になる点というか私が質問したい点は2点なのですけれども、なぜこれが委託業者の方に貸し付けされているのか。要するに同じような処分で、見積り合わせでもいいし、入札でもいいです。売払い処分にならないのか、なぜ貸付けなのかというのが1点と、それからこの月額1万900円の積算根拠を示してください。

(財政)契約管財課長

前段の部分のなぜ売払いをしなかったかという部分で答弁をさせていただきますけれども、昨年度売払いをやったときに8社から要望があったわけです。

それから、今年度におきましても、このごみ収集車について売払い処分をする場合には、ぜひ声をかけてほしいという他の業者からの申込みも実はございまして、私どもといたしましては、その収集車の売払い処分を行うとすれば、公平性とか透明性の観点から、一般公募をして、そういうスタンスでございましたものですから、1社との随意契約は難しいというふうに判断したところでございます。

(環境)管理課長

まず、貸し付けしている理由ということですが、今年度におきましては年度途中の委託化ということもございまして、委託先の要望に基づきまして貸付けを実施したところでございます。それと、1月に5台の直営車を減車し委託化しますが、これにつきましても今のところ4台は貸付けをするという予定になっております。

それと、貸付料の料金の算定でございますけれども、先ほど申しましたとおり小樽市公有財産規則第8条の公有財産の目的外使用料の建物に係る部分を準用したわけですが、それに基づきまして、一応残存価格の6パーセントに当該年度の減価償却費を加えた額というふうなことで算定をほぼ決定しております。それに伴いまして計算したところなのですが、代表質問の答弁ということで先ほどもありましたとおり、2台とも13年なり12年なりを経過している車でございますので、それぞれ耐用年数が過ぎているということで、残存価格の6パーセント相当のみで今回の2台については算定されたというところでございます。

高橋委員

わかりづらいので、後でこの積算根拠のメモがあったらいただきたいと思います。

それで、どうも納得できないのですけれども、あとの4台もまた貸し付けをする。それで、市民の目から見ると、なぜ今委託をするところだけに貸し付けをするのかという思いがあると思うのです。例えば、同じく路線で民間委託されているのは、これを見ると11社ありますよね。これで過去に市から貸付けをしたという経緯はあるのですか。

(環境)管理課長

ごみについては、貸し付けをした経過はございません。ただ、し尿については民間委託化する中で、一時期貸し

付けていた時期がございました。

高橋委員

では、なぜ今回貸付けになったのですか。また、次の 4 台も貸付けになるのですか、その理由を教えてください。

環境部次長

今、何で貸し付けたのかということで管理課長の答弁とちょっと同じになるかという部分もあるかもしれませんが、年度途中であるということで、この車が通常の車と違いまして、特殊な車であるということと、それから年度内に10月に1台、それから1月に5台ということで大量に委託すると、そういう状況の中で貸し付けたということでございます。

高橋委員

年度途中だからというそれだけの理由ですか。

環境部次長

単に年度途中ということだけではなくて、市も財政再建推進プラン実施計画に基づきまして、早急なる民間委託化、業務委託化を進めておりまして、その中で1台、5台ということで収集車両も年度途中なのですけれどもかなり多いという部分もありましたので、貸付けをしたということです。

高橋委員

その委託先の業者については、パッカー車が全然手元にないという状況なのか、それとも市が貸し付けてくれるからわざわざ用意をしなくてもよかったのか、その辺の経緯を教えてください。

(環境)管理課長

委託先につきましては、今回10月に委託した際に、もう一台もともと個人業者に委託していた車両もそちらの方に振り替わっておりますけれども、そのもともと個人業者に委託していた車両なり、あとこの新会社につきましては、市内の収集運搬許可業者が共同で出資して建てた会社でございますので、そちらを通じての車両の保有も1台でございます。

高橋委員

最後にしますけれども、要するに私が聞きたいのは、月額1万900円という物すごく安い値段で、なおかつ新しい委託業者に対して、市民の目から見ればあまりにも優遇されているのではないのかというふうに思うわけです。それが非常にわかりづらいというふうに私は思うわけです。ですから、透明性、公平性を言うのであれば、もっとそれを明確に、なぜ貸付けだったのか、今後どうするのかということも含めて、きちんと説明する責任がやはりあると思うのです。ですから、環境部としても、その辺をもう一度具体的にわかりやすく市民の皆さんに説明できるように検討しておいていただきたいというふうに要望しますが、いかがですか。

環境部長

今、ごみ収集車の貸付けの関係でございますけれども、今まで管理課長、次長が説明したとおり、今年度につきましては年度の途中ということもありまして、そういう貸付けということでやっておりますけれども、新年度に向けては売払い等を含めて検討してまいりたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

佐々木(勝)委員

私の方からは、大きく四つ、挙げていました。

財政問題について

最初に財政問題について、代表質問の中から深みを入れたいという観点で質問します。

一つは財政問題、いろいろな言葉が飛び交っているのですけれども、財政再建計画にかかわって質問したいと思います。

今日の新聞にも出ていましたけれども、いろいろと各委員会、それから代表質問の中でやりとりしている中で、病院のいわゆる累積になった債務と申しますが、これが不良債務になりつつあるということを含めて、言葉ですよ。新たな起債をするということで、無理ではないかというやりとりもあって、進めている財政再建計画と病院を建てるための新たな起債と、ごっちゃになっているのではないかという印象を私は強く持つわけです。今日の新聞では、起債についてはめどが立ったというようなことで話が出てきていますけれども、この財政再建計画と病院との関係で起債を受ける、そういうことの経過の中で、一定の整理をしておく必要があるというふう思ったのです。現時点では、何がどこまで、どういうふうになっていて、今後どうするのかということをし少し整理してお話をさせていただければと思います。

(財政) 財政課長

財政健全化計画ということでお話がありました。財政健全化計画につきましては、今年度の地方債の取扱いにおいて許可制から協議制に移ったということがございます。その中で、小樽市につきましては、平成17年度決算で14億1,000万円の赤字を抱えているということで、この赤字額が標準財政規模の一定の割合を超えるということで、財政健全化計画を策定しなければ、平成18年度の普通会計と申しますが、さらに細かく言えば、一般会計の地方債が許可されない。一応国からの通知では、この財政健全化計画を策定し、その状況を見て許可がなされる。小樽市の場合、先ほども言いましたように、許可団体として残ることが根底にございまして、それらの計画の状況を見て、許可されるということになりました。

佐々木(勝)委員

それが一つでしょう。しかし、一般会計を含めて2年連続の赤字と。平成18年度も決算見込みは、どうなるかということに不安の要素があるわけなのです。それで許可団体になったということで、今後のいわゆる進んでいく方向では、超えるというか、新しい実質公債費比率の問題はあると思うのですけれども、今後の分については許可団体というか、それにおさまるとい見通しを立てているということですか。

(財政) 財政課長

ちょっと先ほど申し忘れましたけれども、この財政健全化計画というのは、原則7年度以内で現在抱えてございます平成17年度決算の14億1,000万円について解消する計画をつくりなさいということになってございまして、7年度以内にこの赤字が解消される計画をつくりまして、北海道の方に提出することになったところでございます。

佐々木(勝)委員

その流れと病院事業会計の部分との関係で、新たな起債が起きるかどうかという経過について伺います。

(財政) 財政課長

地方債の関係でも、平成18年度については現在の状況でございます。もう一つ実質公債費比率という問題もございしますが、その説明はこの場では省かせていただきます。そういう中で夕張市の問題がございまして、その中で一般会計と特別会計の間における貸し借りの中で、この年度を越えた貸付けと償還が行われているということで、その財務処理については、実質的な赤字が見えないような形になっているので、その会計処理については、早急に、結果的にこの年度内に改善しなさいということで、北海道の方から改善の指導を受けたところでございます。その中で、具体的には44億円ということになるわけなのですが、どういうふうで解消するかということを経営18年度の決算において、病院事業会計の不良債務ということで、決算をさせてもらうということで現在計画してございます。そうなりますと、病院事業会計の方では、18年度の決算で、その不良債務を抱えるということになりますので、翌年度以降の起債、19年度からの起債に通常、現病院でも医療機械の更新とか、また現在予定しております統合新築の新病院の計画におきましても、実は19年度から起債を導入するという計画にしておりますので、そちらの方につき

ましては、一応5年以内に不良債務を解消するような計画をつくらないとだめですという北海道からの指導がございました。それは起債を借り入れる年度、19年度から5年以内に不良債務を解消するというので、今回の12月1日の市立病院調査特別委員会の資料、又は皆様のところにも收支計画の資料として配らせていただいております。北海道からのヒアリングの際に、一般会計の部分についての繰入れ等があるので、そちらの方の一般会計の方についての資料を出しなさいということで、今回、皆様方のところにも示したということでございます。

佐々木(勝)委員

それで、話の経過の中ですけれども、いわゆる44億円を含んだ形ですけれども、民間からと言ったらおかしいのかな、一括して借りるといふ形をとって、そういう話があったのだけれども、この返し方というか、その辺を教えてください。

(財政)財政課長

北海道から指摘された決算の財務処理の是正ということでございますが、それについては一度一般会計と病院事業会計の貸し借りを断ちきれということで指導を受けました。その際、現在の状況からいくと、病院事業会計の方において銀行等、そういう金融機関から一度お金を借りて平成18年度の一般会計に返していくというようなことになろうかと思えます。最終的には、その細かい部分のしつこくとか、どういうところから借りるかということにつきましては、今後、細部の検討が必要な部分がございます。

佐々木(勝)委員

そのとおりで、民間から借りるといふ話も北海道から出ていて、その借りるめどというか、こういうことまでめどがついたということなのですか。

財政部長

それらについては、今回平成18年度決算の中で処理をしなければならないというような中で、金融機関なりとの話し合いとなってきます。ただ、今までと同じように、今までこういう方法をとっていたのは、やはり一般会計が全体の大枠の中で借り入れすることによって、資金調達コストが下がるということがあったので、そういうことをやってきたということもありますので、ただ今回も今プロパーの資金もそういう一時的な運用というものもあるのですけれども、一般会計が一時的な形で借りて、それを運用するという方法が、果たして最後までだめなのかどうかということも、まだ北海道にも相談しなければならない部分もございます。ただ、仮にそういう金融機関からプロパーの資金を借りるとすれば、一般会計が一回受けるか、あるいは病院事業会計が単独で受けるか、それから、期間も極端に言えば3月31日に借りて4月1日に返すというような本当に2日ぐらいのものなのか、あるいは365日に及ぶようなものなのか、いろいろ詰めなければならないことがございますので、今の段階でははっきりしたことは申し上げられないという状況でございます。

佐々木(勝)委員

それで、聞きたいことは最後になるけれども、今後の手続、手順というか、この辺を少し明確にしておこうと思って質問したところだったのです。そういうことで、現在、北海道と、知るところによると、国の方もオーダーが出たというような感触も受けるような形になるのですけれども、今後の手順、手続についてお聞かせください。

財政部長

病院と今の44億円の解消計画との関係では、これから国の方に北海道から説明をしていただくということで、まだまだこれから続いてまいります。ですから、最終的に平成18年度の起債については、病院はいいのですけれども、19年度以降のものについては、19年度に導入ですから、時間的にまだかなりありますので、ですからこれは来年の春以降、夏とかというレベルまではっきりした結論というものは明確にはされないだろうというふうには思っています。

それからもう一つ、一般会計の方の赤字の解消については、国に2月までに届くというようなスケジュールにな



っているのですが、これは先般も財政課長が申し上げましたけれども、期限が過ぎたのですけれどもまだ北海道に出していないのです。それで、今できるだけ急いで、年内にそういったものを出していくという格好で、それをもって18年度の起債の許可といたしますか、そういうものがなされていくのだろうというふうに思います。

佐々木(勝)委員

心配する人は、先行きがもうないような言い方をする人がいたりして、今乗りきっても、絶対市長も含めてこれはやっていかなければならないという決意だけで済むのであれば、これはいいけれども、実質それに伴った形でいくということ考えていけば、努力するところと、それからきちんと整理しておくということはしていく必要があるというふうに思っています。

それでは、次に移ります。

除雪問題について

除雪問題について、何点かやらせてもらいましたけれども、ブロックを4地域から6地域に分けたという言い方と、もう一つ機敏な対応といたしますか、今までの苦情の中で、できるだけ解消していくための方法として、こういうふうに答弁をもらっていたところがあるのです。いわゆる排雪の開始時期を早急に対応すると、こういうくだけがあって、今年度は降雪の状況において、12月20日めどというか早期から排雪作業に入りますと、こういうふうになっているということを受けたのです。よくこのいろいろな問題となる除排雪と除雪計画というのが混在しているわけですから、その辺のところをちょっと区別する意味で、現在、12月は雪が降りましたけれども、現状、除雪というか、その辺は現時点ではどういうふうにお考えでしょうか。

(建設)雪対策課長

現状の除雪ということでございますけれども、先日来の降雪で本日9時までで79センチメートルの降雪量、積雪におきましては23センチメートルになってございます。除雪作業につきましては、各ステーションで1次除雪、それと路盤整正などの除雪作業を実施してございます。

佐々木(勝)委員

70何センチメートルの降雪ということで、そうすると冒頭に言いましたように、12月20日から排雪作業に入るといものになっているのか、この排雪計画というのはどういう展開になりますか。

(建設)雪対策課長

12月20日からの排雪作業ということでございますけれども、あくまでも20日を予定しているということございまして、降雪状況について雪山のできぐあいもございます。それで、あくまでも出動に関しては、降雪状況を見極めた中で時期等については決定していきたいと考えております。

佐々木(勝)委員

見極めというのは、具体的にどういうことを指すのか。

(建設)雪対策課長

見極めということでございますけれども、おおむね排雪の基準は雪山が2メートルという状況で仕様書になっております。その中でなぜ早期に出動するのかという意味でございますけれども、前回も話したと思うのですけれども、各道路管理者の一斉の排雪、この作業を行う際、ダンプ不足が生じるわけです。ですから、そういう意味からいきますと、市の方の排雪作業を先にやるということで、ダンプ不足について解消していくという意味で早期に実施するというところでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、今のお話の中では状況を見てと、例年になく排雪作業は早め早めにやっていくということとらえるのですか、そのところ。

(建設)雪対策課長

例年になくということでございますけれども、あくまでも降雪状況を見極めて実施していくという意味でございます。

佐々木(勝)委員

わかりました。状況に応じてということで、ただ排雪のいわゆるくんだりを含めて、呼出しをかけているわけですから期待する部分が多いのではないかという気はしたのです。

それからもう一つ、これは具体的な部分になると思うのですが、ある面ではできるだけ、いわゆる玄関口、車庫前、これについては去年の場合で言うと、できるだけきめ細かくあける状態をとりながらやっていこうというやりとりもあったかに見えるけれども、このところは玄関口や車庫前は自分たちで頑張ってくださいと、こういう対応ではあるのだけれども、この辺のところはケース・バイ・ケースということになるのか、その辺の兼ね合いというのは、どういうふうになるのですか。

(建設)雪対策課長

きめ細かな除雪ということで、玄関先、車庫前のところについて置き雪をなるべく少なくするという質問でございますけれども、市の除雪は基本的にはかき分け除雪といたしまして、両側に寄せていく除雪の作業を行っています。ただ、その地域特性の状況などにより雪を入れる場所等がございます部分につきましては、また違った除雪について実施している部分がございます。

佐々木(勝)委員

細かい部分については、地域ごとにステーションとも打合せをしながらいくのだろうと思いますけれども、わかりました。

移住促進事業について

次は、私の方から移住促進事業について触れて話をさせていただきました。これは、今後の展開にもつながっていくのだろうというふうに思いますけれども、答弁の中では、ホームページ開設以来2万5,000件を超えるアクセスがあったということと、直接の問い合わせが延べ97件に上り、そして今後移住を予定されている件数とすれば10件ほどになっていますという答弁をもらいました。そういう答弁の中から特徴のある移住の仕方とすれば、ベルギーからのチョコレートの関係の移住者が決定して、関心を持っているということでの先行きの展開が非常に明るいような部分があるのですけれども、この移住の決め手となった案件について特徴的なところをちょっと聞きたいのですが。

(総務)企画政策室相庭主幹

決められた方それぞれの事情が異なります。代表質問でも市長から申し上げましたとおり、第2のすみかとしまして、そういった形で選ばれた方もいらっしゃいます。社会的な利便性と自然と一緒にあるというような形で選ばれた方もいらっしゃいます。

また、先ほど委員のお話にありましたベルギーのチョコレートの職人の方ですけれども、大変レトロな町の中で物づくりができるといった環境、そういったことも一つの選ばれた要素だというふうに判断しております。

佐々木(勝)委員

それで、この後の展開の中で、答弁の中には、新ビジネスを立ち上げ、商工会議所をはじめ、各団体とも連携して積極的に取り組んでいくという答弁をもらいました。このところの部分で、具体的に今後そういう展開になっていくのか、もう既にできて進めているのか、この辺はどうですか。

(総務)企画政策室相庭主幹

答弁にありました長期滞在プラン、季節移住、こういったもの、市内にも宿泊施設としては、現在私どもで把握しているところでは3件ほどございます。そのほかにも既に一般の住宅、賃貸といたしますが、そういった形の部分

ができないかどうか、こういった、いわゆる選択の幅が広がれば。最初から一気に移住というのはなかなか難しいと思いますので、「お試し暮らし」といいますか、そういうことで小樽を知ってもらって、気に入ってもらって、それで最終的には移住に結びつくというような形になればということで、そういった選択の幅が広がるようなプラン、そういったものができればというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

それで、私は、皆さんもそうだと思いますけれども、まちづくりという観点でこの事業を取り入れて展開をしているのだらうというふうな意識は持つのです。政策の中には人口対策の問題もあるでしょう。ということから考えていけば、これは前回話の中で展開していた、今有しているプランを、今やっているのはチェックをし、見直しをして計画を実行すると、こういう流れの中に、この事業は組み込まれているのでしょうか。そういうことは、今後は、どういう展開になってまちづくりの中にどう位置づけられていこうとしているのか、この辺のところを聞こうと思うのです。そういう流れの中にあるのか、今後の事業展開というか、これの進め方について聞かせていただきたい。

(総務)企画政策室長

今後の進め方というのは、今、担当の方から申し上げたとおりなのですが、もともとこの移住促進というのは、一昨年から全道的に取り組みを始めてまいりました。移住促進という、ここの部分だけをとりますと、これは団塊の世代を対象にして住んでいただくという取組でありまして、主には人口対策ということで立ち上げてきた事業であります。ただ、昨年の7月からホームページを開設いたしまして、相当程度アクセスもいただいておりますし、直接、御相談もいただいているわけなのですが、私どもの印象としては、60歳前後、退職を機に小樽に住みたいという方々も結構いらっしゃいますけれども、先ほどもございましたとおり小樽の持っている町の特徴といえますか、「ものづくり」といいますか、そういった視点から、小樽で仕事をしたい、商売をしたいという、そういった問い合わせも来ていますし、例は少ないですけれども現実にお店をオープンされた方もいる。

そういう意味からいたしますと、団塊世代を対象にした移住というのは基本的に人口問題ですけれども、まちづくりという観点からいいますと、大きな企業誘致とか、そういった意味ではなくて、小樽の持っている町の特徴を生かした「ものづくり」という視点から、外からも小樽に来ていただいて、小樽のいろいろな有利な点、観光客が800万人近く来るというのも一つの有利な点ですから、そういったものも情報提供をする、あるいは私どももいろいろな協力をしながら、そういった意味では、まちづくりの方へのシフトといえますか、そういった視点でも考えていき、情報発信もしていきたいというふうに考えております。ただ、これがストレートに、次の総合計画の中でどういう位置づけになるかということからすれば、人口対策としては一つあると思いますし、あるいは小樽の経済的な部分あるいは観光向けも含めてのまちづくりという視点からも考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

佐々木(勝)委員

そうすると、この間の代表質問で答弁をいただきましたけれども、この事業の部分については検証、そして見直し、計画、そして実行という事業の中に位置づけられているというふうに思っております。

(総務)企画政策室長

正直言いまして、昨年から取り組み始めた事業ですので、今の段階でその点検、検証というところまではなかなか行ききれていないのが現状です。この1年半ぐらいい取り組みできた中で、こういった取組方法、あるいは外からアクセスしていただいている方の関心がどこにあるのか、そういったもののまず見極めといえますか、現状の分析はしていかなければならないだろう。

ただ、先ほどちょっと新ビジネスという視点で申し上げましたのは、結構問い合わせの中にも、すぐ小樽に住むというふうに決意して来るというのは、なかなかそう多くはないわけです。小樽に対する一定の基礎的な知識とか、

こういった町だろうか、あるいはこういった生活が成り立つのだろうかということで、1 か月とか2 か月とかトライアルで来てみたいという、そういった問い合わせもございます。ですから、そういった中では、観光ではない短期移住といえますか、そういったメニューというのを今後一つの仕事として考えられるのではないのかと。今、ホテルでもそういう取組をしているところもありますし、例えばマンションなんかでも、一定の家具とかパソコンなどを常備しているとか備えているアパートもございます。そういうふうな取組としては、例えば1 か月小樽に来た場合に、レンタカーの業者なんかとも連携をして車を提供するとか、そういったことも考えられるのではないのかなというふうに思っております。

佐々木(勝)委員

私の聞き方がちょっと理解されていなかったのかな。この間、政策評価も含めて、行政評価の観点でそういうような動きを質問したのです。だから、その部分から照らし合わせて今行っている事業の問題をしっかりと検証して、見直して、そして計画づくりをしていくと、そして導入。今、21世紀プランはどこにあるかということ、今までつくったものに対してのいわゆる検証をまずしっかりやろうという作業に入っていると、こういう答弁をいただいたものですから、その辺のところは今後どういう展開になっていくのですかということをお願いいたします。

(総務)企画政策室小山主幹

委員がおっしゃるとおり今やっている行政評価自体は、現行の21世紀プランについてやっております。それで、現行の21世紀プランは10年前につくっておりますので、今の移住をどうするという視点はまだありませんので、そういう意味での現状評価はやっておりません。ただ、新しく総合計画をつくる場合には、この10年間にいろいろな課題が新しく出てきておりますし、今までの課題も、今までのくくりでいいのか、別な例えば今の少子化とか高齢化という視点でやって、人口の問題としてくる。そういうような政策の体系をつくり上げて、それに基づいて新しい計画を今度は新しく評価していくと、そういう形になるかと思えます。

佐々木(勝)委員

売りの関係で、どういうまちづくりをしていくのかということを含めて、いろいろな角度から新しい総合計画が策定されることになると思いますが、この問題についてはまた別な機会にいたします。

ノロウイルスについて

それから、最後になりますけれども、ノロウイルスの関係です。代表質問をやったときの状況から既に全国的には30万人を超える感染者が出ているだろうと、死亡者も2人ほど出ているというような状況です。そういうことで、話の中で現時点で例えば全国的な部分、あわせて全道と小樽の現状というのですか、その辺についてお聞きします。

(保健所)健康増進課長

ノロウイルスによる感染の状況でございますが、全国では平成17年の統計の数字で申し上げますと、全国の指定された医療機関から報告を求めまして、それを感染症情報センターの方で集計をしているという状況でございますが、平成17年については、感染性胃腸炎ということでの患者が94万1,922人ございました。平成18年においては、今情報センターの方で集計をしている最中でございますが、1月1日から1週間を第1週ということで報告をしている形でございますが、直近では第48週ということで11月の下旬から12月の上旬まで、このときの数字が平成17年でございますと、3万5,887人ということになっております。平成18年については、第48週、同じ時期なのですが6万5,638人ということで約倍弱ぐらいの数字になっております。また、全道の状況でございますが、感染症としての発症者というのか、その数字については平成18年については129件、4,265人の方が感染症ということで届出を受けております。また、小樽については、4件ほど今、感染性胃腸炎ということで調査中でございます。

佐々木(勝)委員

それで、小樽の場合、先ほどの話にもありましたけれども、4件というのは小樽病院高等看護学院のも入っているのですか。

(保健所)健康増進課長

そちらも入ってございます。

佐々木(勝)委員

それで、全国的な感染状況の拡大ということで、これはいろいろな面で注意を要するというふうに思います。それで、私は保健所長の答弁の中で、気になっているというか、どうすればいいのだろうという部分があって、再々質問で途中やめていたのですけれども、いろいろ拡大しているということと、それから対策をどうするのだという話のやりとりの中で、これは保健所長の答弁ですけれども、結論から言うと、防いだりするということは、まん延している状況からすればすごく難しいということを受けて、初期段階でウイルスがまん延するのを抑えるしかないという答弁がありました。私の方からは徹底的に手洗いをすることによって感染が防げるのではないかという問題提起をしたのですけれども、保健所長の方はウイルスがまん延するのを抑えるしかない。それと同時にウイルスがちまたにまん延するのを防ぐというのが大前提ですという答弁が返ってきたのですけれども、まん延するのを防ぐという方法はないということ、それから防ぐのが大前提という、このかわりで少し説明をしていただきたいというふうに思います。

保健所長

今のお答えですけれども、これははっきり言って非常にもう私は難しいと思うのです。ノロウイルス、たぶん今まで似たウイルスが出たことはないと思うのですけれども、10個から100個で感染するウイルスというのは、これまでにないのです。ですから、ノロウイルスについてよくわかっていなかった。だんだんわかってきた。そして、実際わかったところを見ると、もうほんの少量でもうつる。かつてはカキとか、そういった食中毒でしかうつらなかったというのが、実はそれがどんどん広がって、今、環境の中に大体存在していると。カキにしか存在していなかったときは、対策は簡単だったのですけれども、環境の中に存在している。これはもともと欧米ではこの10年来そういう状況になっていたのです。日本はそうではなかった。それが、この二、三年前から環境の中、すなわち寒くなってきたら普通の人間でも感染して持っている状況になっています。それを防ぐとしたらどうしたらいいのか。これはインフルエンザの発生を防ぐのと全く同じ発想なのです。ですから、初期に感染者が出たとしたならば、その感染者はやはり自宅にいて、例えば集団、それから学校とか、そういうところに出ないのです。そこで断ち切る、それしかないのです。それでも実際に出て、社会の中でウイルスがまん延し出したならば、感染を防ぐ手だてというのは、ほとんどやはり普通に出ないようにするか、若しくはマスクとか手洗いでいろいろやっても、これは実のところなかなか難しいのです。

ですから、我々の現在の経験でも、全国的にもそうですけれども、高齢者施設である程度複数以上出たときに、それを防ぐことは現状ほとんどできないのです。ですから、初期の段階で防がなければならない。ですから、国の指導もそうあらねばならないと。それが、最近では、そういうふうに変ってきたのですけれども。ですから、やはり今後は社会全体でこれを防がなければいけない。例えば今、我々が展開しているやり方は、おう吐する。二日酔いでも何でもいからおう吐すると、非常に危険だと。相当気をつければならない。例えば、その辺を歩いていて夜中に吐いたと、そうしたらそのウイルスはもう一晩も二晩もそこにとどまっています。それが日中になったら広がるわけです。そういうあたりからもう取り組まなければ、ノロウイルスは難しいと、私はそういったことを言いたいのです。絶対不可能ではないのですけれども、今のところやはりどうしたらそれを防げるのか、それを御理解していただければと思っています。

佐々木(勝)委員

防ぐ方法はないということで、それほどこのウイルスというのは、感染の恐ろしさというのがある。ただ死亡事故が高齢者のところで起きていると。それを保健所長が言うように、それが吐いたものが詰まって、そして命を落とすと、こういうことですから、これ以上は、私もどうして防ぐのですかということ聞きませんが、研究材

料にしたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時45分

再開 午後 3 時10分

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

-----  
新谷委員

市職員、教職員の駐車場使用について

初めに、市職員、それから教職員の駐車場料金の有料化の問題について聞きます。

公共交通機関で、始業時まで職場へ行くのが困難な場所があると思うのですが、それはどういうところでしょうか。

( 総務 ) 笠原主幹

原課で調査した中では、特例というような形で考えている中で、例えば桃内のごみ処分場とか、おたる自然の村とか、そのようなところが公共の交通機関を利用しても、なおその距離が 2 キロメートル以上あるとか、そういうことの対象施設ということではありません。

新谷委員

二つしかないのですか、もっとあると思うのですけれども。

( 総務 ) 笠原主幹

今言ったのは、距離にして 2 キロメートルとかというそういう制限がありますけれども、それ以外の施設でも例えば浄水場関係にしても、例えば豊倉浄水場などバスが始業時の時間帯で一、二本しかないというような施設はございます。

新谷委員

先ほどは実態を踏まえて一律にするかどうか考えるということでしたが、こういうところは特例として外されるというふうに考えてよろしいですか。

( 総務 ) 笠原主幹

対象施設、そういう特例を認めるかどうかという部分は、他のいろいろな施設もございますので、各施設を所管する関係課長の会議を開いておりますので、その中でどういう施設を対象とするか、それは検討している最中でございます。

新谷委員

そういうことは考えられるというふうにとらえますけれども、学校関係なのですけれども、同様に用務員は、始業時まで、特に冬場は除雪をしなければならないということがあって早く行かなければなりません。それから、教職員も例えば職員名簿を見ますと、祝津小学校に札幌から通っている教職員もいらっしゃいますし、それから銭函小学校、桂岡小学校に通う場合は、中心部からだとか JR バスだと 1 時間に 1 本、中央バスも停留所が「薬大前」しかないということで、不便なわけなのですけれども、こういう場合に、そのすべて公共交通手段とか時間などについて調べておりますか。

総務部長

今の御質問の趣旨が、いわゆる車で来なければ公共交通機関で来いという議論ではなくて、車で来ること自体ま

で否定はしていないわけで、あくまでもこういう行政財産のところにも車をとめるということについては、料金をいただきたいということを提案しているだけで、逆に言うと、桂岡小学校であろうが、祝津小学校であろうが、どんな手法で来て構わないわけです。ただ車で来る場合については、いわゆる行政財産の敷地にとめるということであれば、料金をいただきたいと、これだけを申し上げていることですから、バスの便が不便とか、便がいいとかという、こういう議論にはならないだろうというふうには思っていますので、いろいろな団体と話し合いをさせていただいていますけれども、スタンスはそういうスタンスで考えています。

新谷委員

それはそうかもしれませんが、やはり仕事に差し支えるという部分があると思うのです。教職員の場合なのですが、やむを得ず公務として使用するケースがあると思うのですが、そういう場合は、今アンケートをとっているということですが、どういうことが考えられますか。

(教育)総務管理課長

このアンケートのことですけれども、まずこの教員、その他道費の学校職員も含めてですけれども、有料化に当たりますと、校長会、それと教職員組合の方に、こういうような形でやりたいということで、話をさせていただきました。その中で、今言いましたアンケートにもありますけれども、やむを得ず公用で使っていることがあるということですので、そういう部分でどのくらい使っているかということ調査してくださいということの申入れもありましたので、今行っております。ただ、考えられることは、一般的ですけれども、家庭訪問とか、部活とか、そういうものが考えられるかなと思っています。

新谷委員

まだ調査中ということですが、4月から始めるにはちょっと取組が遅いのではないかなと思うのですが、そのほかに学校給食運営協議会とか、生活指導委員会、それから図書館協議会、小樽市主催の学校評議員会など、こういうための仕事に行かなければならないということがほかにもあると聞いています。それから、どうしても教員の場合、時間から時間まで仕事が終わらないですね。子供たちの問題、それからテストの採点などいろいろあって延び延びになってしまう。それで、家に仕事を持ち帰らなければならないということが往々にしてあると聞いています。それから、教材もたくさんあるということですし、そのほかにノートパソコンなども持っていかなければならないというときもあるということですので、ですから時間が決められているけれども、時間があつてないような仕事の中で、これもすべてやはり公の仕事だと思っております。そういうところに使うのに行政財産を使うかどうかという問題だといえますけれども、やはり一律に駐車料金を取るのは問題があるのではないかなと思いますが、いかがですか。

総務部長

これは、何度も言いますが、仕事で使うとか使わないとかというよりも、車を置く場所代をくださいと言っているわけでありまして、ですから車を持っていない教職員だっていると思います。ですから、そういう車を公務で使う使わないについては、私どもの市の職員は公務で使ってはだめですというように出していますから、それは仕事では使っていないと思いますけれども、教職員については、それがいいということであれば、いいということの総意をいただきたいというふうに、市長部局では教育委員会の方に話をしているのです。いわゆる業務として必要なものについて、校長が施設管理者ですから、その土地を教職員に使わせるか使わせないかの判断は、学校の方でしていただければ結構だと思いますし、逆に言うと、そうではないときもあるわけですから、それを一律市の職員と同列にして金額を、今3,000円と言っていますが、それは1,000円になる場合もあるし、そういう条件を整備しようと、今やっていることですから、きちんと私どもとしては業務で使うということであれば、それはそれなりの判断もしたいと思っていますから、仕事上で使っているのだから、駐車場については払わないという議論は、私どもとすれば市の職員が本庁に車を置いてはだめですということを書いて、1万円も7,000円も払って駐車場

を確保している。このことは、車に乗ってくるなという議論とは、全然別な部分ですから、自腹を切って、交通費をいわゆるマイカー通勤という届出をして、それ相応の通勤手当をもらって駐車料は自腹を切る。これは、あくまでも個人の判断でやっていることですので、そういう意味では仕事との関係については、何度も申し上げますけれども、今回の駐車料金を取る取らないの議論とはちょっと別な議論として考えていただきたいというふうに思います。

新谷委員

そうしますと、市職員でも本庁に勤務している場合、市の車を使って業務に行かれることがありますよね、業務している場合あるでしょう、そこに何台か置いてありますよね。

(「市の車ね」と呼ぶ者あり)

では、ああいう車を用意できるのですか、公の仕事をする場合ですよ。

総務部長

公の仕事をする場合に、マイカーを使うということはだめですとあってありますから。急に出るのであればタクシーに乗りなさいと。それから、市の車を自分で、運転手ではないいわゆる職員が乗ることについても認めていますので、事故を起こした場合は市役所が責任ある手だてをとるように保険に入ったりはしています。ただ、今教職員の方から、いろいろお話のある中で、いや、我々はガソリン代を払って、一銭ももらわないで、今、新谷委員が言ったようないろいろなことをやっているのですよと。事故を起こしても自分持ちなのですよという、それを主張しているのです。けれども、それはこの話とは全然別な話ですから、基本的には、やはり公務でもってやる場合については、自家用を使うというのはきちんとした枠組みの中で整理をしないと、まずいのではないのかというのが認識でありますから、だから教育委員会がというか、どこになるのかわかりませんが、小中学校の教職員については自家用車を認めますと、業務に使っていいですよということをきちんと組織で整理されていけば、そういったものについての考え方の紙切れなりなんなりとあるのですかということ、我々としては判断の材料で求めているということですので、御理解いただければと思います。

新谷委員

それでは、小樽市職員給与条例施行規則第13条の中で、身体障害者の方のことをいっていますよね、この場合はどうなのですか。

総務部長

ですから、細部については、例えば私どもの現在の庁舎管理の中でも、そういった身体に障害のある方で職員になっている人については、置くこと自体は認めています。ただ、問題は、先ほどから何度も言うように、置くことを認めるということと、それに対して駐車料金を支払うという、使用料を払うというのは別ですから、例えばその方はやむを得ず来るのですと。けれども、今までは無料だったのですけれども、今度は3,000円いただきたいのですという議論をしているということですから、今それを3,000円を取るか取らないかも含めて細部は整理しますけれども、基本的にはいわゆる置き場所を認めるか認めないかの議論で、置くことすればお金はもらいますという、この議論ですから、特別難しいことを言っているつもりは全くないのです。

新谷委員

それでは、先ほど一番先に答えたこと、それから公明党の質問に答えた実態を踏まえて一律にするかどうか考えるということは、どうなのですか。

総務部長

ですから、基本的なスタンスは、まずその施設に認めるか認めないかということ。学校の場合は校長が、うちは狭いから10台しか認めませんとか、3台しか認めませんとか、いろいろあると思うのです。そうすると、はじかれた教職員は、周りで確保するしかないわけだから、そうすると周りに5,000円出している教職員と、無料の教職員が



いるというのは、バランスが悪いでしょというふうな我々としては認識を持っていますから、いわゆる不平等が生じているということを私どもとしては、まず一つの料金の部分について説明をさせてもらっている。問題は、やむなく行かざるを得ないと。そこは絶対手段として行かざるを得ないということについては、無料にするのか減額するのかというも含めて、これから細部を詰めて話し合いをする。今、話し合いをしているという最中ですから、何度も言っているように条件をいろいろ出してくださいという、実態はどうなのですかということをお聞きしている最中ですので、市の方も具体的には、先ほども行政改革担当主幹が言ったいろいろなケースがあるのです。それも踏まえて、全体的にどのようにするかということをお聞いている最中ですから、推移をちょっと見ていただきたいと思います。

新谷委員

推移を見るということではいいのですけれども、私たちはやはり市民の声を届ける立場ですから、それで聞いたことを伝えているだけですから、一律に実施するかどうかということでは、固めたものではないということでは判断をいたします。

福祉除雪について

それから次に、福祉除雪について一般質問でも聞きましたが、平成17年度から一般財源化されたこともありますけれども、参考までに、15年度、16年度、17年度とその3年間の登録世帯と実施世帯、その数と比率を教えてください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

福祉除雪の実績の関係でございますけれども、平成15年度が登録世帯が435世帯、実施は332世帯、実施率は76.3パーセントとなっております。16年度につきましては、550世帯に対しまして、実施が388世帯、割合で申しますと70.5パーセント、17年度は402世帯の登録に対しまして、実施が249世帯で61.9パーセントとなっております。

新谷委員

昨年の大雪で、この3年間で一番実施率が低かったということ、これはなぜだったのか教えてください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

昨年の大雪に関してでありますけれども、福祉除雪とは別に市の職員によります大雪対策という観点で、これとは別に76世帯、若干重複している部分もございますが、この部分を合わせますと例年並以上の数字になっておりますので、その辺の影響がありまして、福祉除雪としての件数は若干減っているような形になっております。あとそのほかに、昨年度は登録世帯の部分で、平成17年度から屋根の雪おろしというのを実施しないということもありません。件数的にはその分の減もあるかというふうに考えております。

新谷委員

一般質問でも言ったのですけれども、結局来てもらいたいときにボランティアですからなかなか来てもらえないということで、断ったという事例も何件か聞いております。それで、隣の余市町と比較しているのですけれども、余市町では、ちょうど2年前の小樽市の実施要綱と同じような形でやっていますが、ボランティアだけではなくて、高齢者事業団、それから民間事業団、それからボランティア団体と、こういうふうにしてそれなりのお金もつけてやっているわけです。登録した人はほとんど実施してもらっているということなのです。ですからボランティアに頼るのもいいけれども、やはりこの辺はそれだけではなくて、予算措置をきちんとして、業者にも頼むとか、そういうことをしていかなければ、また登録したのにやってもらえないということが出てくるのではないのかと思いますが、いかがですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

実施しなかった世帯の関係でございますけれども、委員がおっしゃるようにボランティアですので、常にニーズのあったときにすぐ入れるという形にはなっておりません。けれども、必ずしも入らなかったということではなく

て、現状として近所の方とか、ボランティアの協力を得た中で、既に実施したという形の中で、たまたまボランティアは行く必要がなくなったというふうに認識しております。

あと、余市町の方の例ですけれども、小樽とやはり地形状況がかなり変わっているという部分もありますし、あと余市町の方に聞いたところによりますと、業者の方はシルバー人材センターに頼んでいるというのを聞いております。そういうことを考えますと、小樽市の現状におきますと、やはり道が狭かったりという部分で、どうしても排雪作業を伴う部分もございますので、その辺で一概に比較ということは、なかなかできないのかなというふうに考えております。

新谷委員

今年から、屋根と道路に分けるわけでしょう。それで、屋根の負担は利用者にさせるということですよ。この屋根は業者にさせると思うのですけれども、道路がボランティアということで、やるところが違うので、負担をさせるのであれば、これを分けなくて、道路の除雪といってもせいぜいほとんどが1回ですよ。2回というところもありますけれども、数が少ない。それであれば、負担をかぶせるのであれば、二つ一遍に受けさせるべきではないかと思いますが、いかがですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

確かに、もしも両方受けられるということでありまして、両方受けたいという方も中にはいらっしゃるかと思えますけれども、特に屋根の雪の部分につきましては、先ほど来言っていますように、ボランティアでは危険を伴うということになりますので、やはり地域の中で近所の方が親切でやってやるといっても、その辺の部分でなかなか手助けというのが難しい部分というふうに考えております。そういう部分でこういう制度ができましたことによりまして、利用者にとってはサービスの選択肢が増えますし、行政が地域の補えない部分を補っていくという中では、利用者自体がサービスを自分のニーズに合った形で選択しながら実施していくというのも、これも地域が支え合うという中で、一つ地域福祉の考え方というものもあるのではないかと考えております。

新谷委員

そういうことは実施要綱の中で、別にうたっていませんよね。ですから、福祉除雪とは何のためにあるのかということ考えたときに、しかも収入の低い人でなければ受けられないわけですから、やはりその辺は負担をさせるのであれば、両方やるべきだと思うのです。何かどうしてこう二つに分けて、こういうふうにするのか、しかも急にです。急にこういうふうにするということは、どうも納得がいけないのです。去年は大雪対策本部を立ち上げて、そこで屋根の雪おろしをして二百数十万円使ったということですから、それは福祉除雪と関係ありません。そういうふうなことで、どうして二つ一遍にできないのか、私はどうしても納得できないのです。

福祉部長

高齢者の生活道路の確保を中心とした福祉除雪と、それと屋根の雪おろしということなのですけれども、せんだっての本会議で再質問がありまして、私の方から答弁しましたが、福祉除雪というのは、もともと社会福祉協議会の方で、ボランティアがそういった高齢者の方の支援をするということで、長い間ずっと続けられてきた除雪なわけです。それはやはりボランティアですから、そういった危険な作業はできない。それと緊急的な、それはなかなかできないということが、年を重ねるごとにだんだんそういうことが出てきましたので、そういう中でやはり緊急的なものとか、ちょっと危険なものということで、業者の手を借りてやらなければならないということが出てきたと思うのです。そういうお金がかかる部分について、市の方も何らかの支援をしなければならないということが出てきたと思うのです。

そういう中で、家の構造的に屋根に雪止めがあって雪が積もると、そういう家庭は、やはり屋根の雪を何とかしてほしい。生活道路という、要するに家の周りは何とかできる、近所の方が手伝ってくれるということが多いわけなのですけれども、それに引きかえて、屋根には雪が積もらないと、屋根に積もった雪はどんどん落ちるのだと、

そういう構造のお宅は、玄関口も含めてやはり窓が埋まってしまうのです。そういうふうになってしまうと、そこを何とかしてほしい。危ない、何とかしてほしいということがありますので、生活道路の確保とあわせて、窓をあけるとか、そういう作業があるのです。

ですから、そういった面では、福祉除雪というのは、ボランティアを中心にしてやっていくことができる。あるいは緊急的な部分、一部危険なところを業者の方をお願いしてやるということでもあります。ただ、そういった中で、どうしても屋根の部分はボランティアでは無理だと、危険だということがありますので、そういった福祉除雪、比較的短時間で済みますけれども、屋根の部分が、危険防止を含めて事前に準備をして、屋根の雪をおろしたものをどこに置くかとか、どこに持っていくかとか、なかなか時間もかかりますし、そういったことで費用もかかるわけです。ですから、根本的に福祉除雪と屋根の雪おろしというのは大きく違いがある。そういうところと、それとやはり家の構造からいって、希望することが福祉除雪なのか屋根の雪なのかで、はっきり分かれるわけなのです。ですから、そういう意味では内容も違いますし、そういったことがありますので、福祉除雪と屋根の雪おろし、今回は別々に新たな制度として実施して要望にこたえていこうということで作らせていただくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

新谷委員

違うとおっしゃいますけれども、では2年前までやっていたのは福祉除雪ではなかったのですか。危険な場合にはやる場合もあると書いていたでしょう。それを市は変えたのですよ、後退させたのですよ。

福祉部長

平成16年度までの部分というのは、先ほどもお話がありましたけれども、補助制度がありましたので、そういった部分をこの補助制度で生活路の確保と屋根の雪もいいたという、補助事業の内容だったものですから、小樽市でもこの部分の要望がありますので、十分留意してやりました。その2年前も、一つの中で枠組みでやりましたけれども、実際に希望する方は、家の玄関前、窓の雪をあけてほしいという方と、屋根の雪をおろしてほしいという、はっきり言って大別して二つに分けられておりました。そういう実態というか、要望というか、はっきり分かれておられますので、内容は一つでありましたけれども、やっている内容としては、そういうふうに分けられたという事実もございますので、そういったことで今回も別々という形で分けてやるということでございます。

新谷委員

では、ちなみに現在の登録状況を教えてください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

12月12日現在の申込状況で言いますと、現在、登録者数は501世帯、そのうち福祉除雪の方が258世帯、屋根の雪おろしの助成については243世帯となっております。

新谷委員

これをざっと計算しますと、去年までのその道路の除雪の計算、ちょっと割り返して当てはめてみますと、優に予算の400万円を超えてしまいます。これはどうするのですか、予算を増やすのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

現在、社会福祉協議会の補助金として、一応400万円の予算を計上しておりますけれども、まず雪の降り方によりまして、どのぐらいかかっていくかというのがまだ見えていない中では、予算を増やすとも減らすとも言えませんけれども、今のところはボランティアなどの協力を得ながら、この予算の中で間に合うように努力していくという形で対応していくとしか、今は答えようがないかと思います。

新谷委員

雪の状態にももちろんよります。しかし、道路だけでも去年は208万5,000円近くかかっていたわけですから、これからすると、結局登録したはいいけれども、お金の問題からして、またやってもらえないというふうなことが出

るおそれがありますよね。こういうことがないように、まず登録したところは、やってもらうように要望をいたします。

小児救急について

次に、小児救急について、一般質問でも質問いたしましたが、なかなか市立小樽病院では、1次救急が難しいということです。しかし、平成15年の基本構想の中で、市民アンケートをとりました。その市民アンケートを見ますと、市立小樽病院、24時間の救急、これが一番要望が多かったことです。そのほかに地域医療機関向けのアンケートでは、小児医療、小児救急が13.2パーセントと要望が目立ったと、こういうふうにわざわざ書かれているのです。それだけ要望が多いところでありますし、また小樽市の今の若い人の子育ての心配から、やはりこの救急の問題というのは、特に夜間救急ですね、それは切実な問題だと思うのです。それで、ちなみにお聞きしますけれども、協会病院で小児の2次救急を受けておりますけれども、夜間1次救急も受け入れていると聞いています。その人数と経費について説明してください。

(保健所)保健総務課長

協会病院における小児の2次救急の受入れ件数でございますけれども、平成18年4月から11月末現在までの数字で申しますと、たぶん300件近くあると思います。そのうち1次救急からの受入れというのが270件ございます。

協会病院でのその小児科の救急に関する経費につきましては、私どもは押さえてございませぬけれども、いろいろな補助制度がございまして、この10月から小児救急支援制度という形で、国の制度で補助金を出しております。これは、日曜日の日中の救急対応についてでございますけれども、これは今年の予算として10月から半年分で68万円程度、それからあと2次救急の輪番制というのがございまして、協会病院も公的病院の輪番制に参加しております。この中で小児救急部分としては、約45万円程度、昨年の実績で支払っているという形になってございます。

新谷委員

市立小樽病院で4月から小児科の入院を閉鎖したわけですがけれども、このとき救急については協会病院に直接依頼をしたとも聞いておりますが、小樽市でお金を出して、協会病院の事情もあると思いますけれども、重篤の場合には柔軟に対応してもらおうということができないのでしょうか。

(保健所)保健総務課長

この4月から小児科の入院施設につきましては、市内では協会病院しかなくなりましたので、この2次救急、特に入院を要するような重篤な患者につきましては、協会病院にすべてお願いするという形になるわけでございます。けれども、確かに重要な役割を担っているわけでございます。今の小樽市の財政事情からして、非常になかなか財政的な支援をするというのは難しいというふうに思っておりますけれども、先ほどのアンケートの件もございまして、確かに小児救急のニーズというのは高いものがございまして、他都市の状況なども見ながら、今後検討していく必要があるかというふうに思っております。

新谷委員

他都市の状況を見ながら判断したいということなのですか。そう聞いたのですけれども、金額もそんな何百万円というような額でもないですし、ぜひ柔軟な対応、まず聞いてみてもらっていただきたいのです。それを聞いて終わります。

(保健所)保健総務課長

今、協会病院は小児科の医師4名で対応してございますけれども、小樽市内、協会病院にすべて対応していただくという形になっておりまして、協会病院の方でも医師の増員について、大学医局の方をお願いをしているというふうに聞いております。何とかそのような形で医師も導入されて、ある程度万全な対応ができるようになってくるのをまず願うわけでございますけれども、いずれにしても協会病院の方と今後ともその万全な体制をできるだけとっていただけるように話をし、またお願いもしていきたいというふうに考えてございます。

北野委員

病院事業会計について

時間があまりないようですから、先に聞きたいことを全部言います。

第1点、金曜日の予算特別委員会の答弁では、小樽病院の事務局長は人件費が高いということを答えられています。そこで、看護師、医療技術者、事務職員の年齢構成を、小樽市がよく引き合いに出す岩見沢市立総合病院との比較で、年齢について説明していただきたい。なお、あわせて自治体病院の全道平均はどうなっているのか。

2点目、薬剤費、材料費が高いということも言われていますが、なぜ高いと、どこと比較してそういうことが言えるのか。そういうことをわかっているのであれば、自治体病院が連携して安く購入する努力は、どうしてこれまでなされていなかったのか。あわせて、資材、薬剤等を納入している主な業者ということを明らかにしていただきたい。

3点目、その他病院に関する経営改善に要する項目があれば挙げて、その対策を述べられたい。

4点目、財政問題に関してです。44億円に関連して、財政再建推進プラン実施計画に組み込まざるを得ないという市長の答弁でした。それで、財政再建推進プラン実施計画の収支計画、これのどこどここの項目を見直そうとしているのか。

後期高齢者の保険料について

それから、5点目、北海道後期高齢者医療広域連合の予算が出ていますけれども、現在、市内で息子などの健康保険に加入して保険料を払っていない方は、結構多いのです。この方々は何人ぐらいおられて、そしてこれが平成20年度から移行した場合に、後期高齢者の新たな負担額は幾らになるか。

とりあえず、この5点についてお答えください。

(樽病)総務課長

最初に、岩見沢市立総合病院が道内でも優良病院ということで経営がいい病院として表彰とかされており、その比較ですけれども、平成17年度の平均年齢につきましては、医師は、小樽市が46歳に対しまして岩見沢市が41歳、看護師は小樽市が38歳に対し岩見沢市は34歳、准看護師は小樽市が51歳に対しまして岩見沢市が45歳、医療技術職につきましては、小樽市が43歳に対しまして岩見沢市が39歳、事務職につきましては、小樽市が45歳に対しまして岩見沢市は46歳と、その他の職員は小樽市が52歳、岩見沢市は48歳で、合計では、小樽市が41歳に対しまして岩見沢市が38歳となっております。

あと全道平均の年齢ということですが、今、資料を持ってきておりませんので、それについてはちょっとわかりませんので、後ほど調べましてお答えしたいと思います。

あと薬剤・材料費ですけれども、一般的に、いわゆる収益に対する人件費の割合というのが公立病院は非常に高いということが言われております。もう一つの要点としまして、医薬材料費が高い。これが人件費について経費に占める割合が大きいものですから、それも高いということが言われております。それで、これにつきましては、やはり経費節減を図らなければならないというふうに考えております。これは、現在も両病院で共同購入ということで薬品類をやっていますけれども、さらに購入の方法とか量とかを検討して、経費節減を図らなければならないということと、値引き交渉も引き続いて行っていきたいというふうに考えております。

次に、主な業者ですが、これはいろいろあるのですけれども、例えば株式会社スズケン、株式会社ほくやく、東洋薬品株式会社、株式会社竹山、株式会社札幌メディカルコーポレーションなどが、主に多く取引をしている業者であります。

あと、改善点につきましては、前にもちょっと質問があったかと思うのですけれども、診療科ごとの収支というのは、市の医事会計システム上、費用配分、使用した材料費とか、いろいろな委託料とかがちょっと分かれなシ

ステムになっておりまして、残念ながら今はできないのですけれども、そのほかの原因を今考えておりまして、対策もそうなのですけれども、やはり今説明しました人件費の負担が大きいということで、これは医業収益に占める職員給与費の割合が、小樽市は合計で平成17年度は51.6パーセントを占めています。先ほど言った岩見沢市におきましては、この給与費の割合が38.8パーセントというふうになっております。そのほか16年度の統計ですけれども、自治体病院の500床以上の黒字病院の人件費の割合は48.5パーセント、黒字の市立病院は47.3パーセントということで、これが高くなっておりますので、この辺の解消が必要と考えております。

また、あと改善策につきましては、先ほど言った医薬材料費、そのほか収入面におきましては、やはり岩見沢市などを見ますと、病床利用率が非常に高いということがあります。それは、一つは医師の確保をしていかなないと患者を入れられないということです。医師の確保につきましては、給与面でまず配慮をしていかなければならないということと、それから労働環境の整備をしていかなければなりませんので、今回ハード面で内視鏡なども改善しておりますけれども、そのほかの環境も整備していかなければならないと考えております。

そのほか、大きい点では入院基本料の7対1という看護料につきましては、やはり引き続き確保を図っていくということを考えております。

(財政)中田主幹

財政再建推進プラン実施計画と比較して、さらに踏み込んだ部分ということの御質問ですけれども、財政再建推進プラン実施計画は平成21年度までの計画になってございます。まず21年度までのことを申し上げますと、人件費関係で、事務等の一般職を30名程度補充するということになってはいますが、それを一応やめているという形でございます。

あと、それから繰出金の関係で、ほかの会計への繰出金の方で、特別会計の方で資本費平準化債を予定より多く入れている部分等がございます。さらに管理的な経費ですけれども、そのほか物品費等の見直しを進めていこうという内容になってございます。

それと、財政再建推進プラン実施計画は平成21年度までですけれども、今回は25年度まで示してございます。22年度以降につきましても、人件費は、前提条件に書いてございますように現業職退職者の半分程度の補充程度にとどめておこうということで、そういう職員関係の部分と、それと給与につきましても、今年は7パーセントの削減ですけれども、10パーセントの削減、来年さらに踏み込んだ形でやりますけれども、その形の削減を継続していこうという内容になってございます。

あとは、戻りますけれども、21年度までの財政再建推進プラン実施計画で、歳出で数字が特に大きく動いているところを申し上げますと、財政再建推進プラン実施計画は16年度の決算見込みと17年度の予算編成の時点の数字を使って、今後の収支を試算したものでございます。今回示したものににつきましては、17年度決算と18年度予算の現在の状況ですから、時点修正が歳出面で少し隔れていまして、その辺の17年度決算で、かなり実際に見ていても、各経費とも歳出が少なくなっている部分がございます。そういう部分が大きな要因として、変えていく部分として挙げられる部分でございます。

(福祉)高齡・福祉医療課長

後期高齢者医療制度の関係でございますけれども、被用者保険の方の現在保険料を払っていない扶養者の関係でございますが、ちょっと現在その辺の数字については具体的なものを持っておりませんが、国保以外の被用者保険の方に入っております、老人保健制度に該当しているという人数は3,000人今のところいる形になっております。国の方では、後期高齢者のうち9パーセント程度が就業しているというふうに考えておりますので、この割合で単純に当てはめると3,000人のうち270人程度が実際に扶養者ではなくて保険の本人という形で入っている形になりますので、それを差し引きますと2,700人から2,800人程度の方が、現在、保険料を負担していない被用者保険の扶養者ではないかというふうに考えられます。

この部分の方の保険料についてでありますけれども、国の方では、年額では1人当たり単純に頭割りしますと年額で7万4,000円という数字を出しておりますけれども、この部分の被用者保険の扶養者については、5割軽減というのが実施されますので、月額で申しますと、大体1,500円程度というふうに国の方は試算しております。ただ、北海道の方になりますと、若干これより高めの保険料ということが言われておりますので、この1,500円プラスアルファの部分で北海道は保険料が決められるのではないかというふうに思われます。

北野委員

最初、病院の経営なのですけれども、市がよく出す岩見沢市立総合病院というのは、大変経営がいいということで、トップクラスだというふうに伺っているわけですが、そこと比較すれば、当然小樽市の計数が下回っているということは言えると思うのです。それで、全道平均は幾らかと聞いたらず元に資料がない。昨日、小樽病院の事務局長は全道平均のことも頭に置いて答弁をしていたのではないのか。最後は機嫌悪いような顔をして、私の聞いていたことに答弁をしていたのですが、全道平均もわからないで答弁をしていたのですか。あなたは何を聞くのだと言わんばかりの顔をしていたけれども、教えてください。

それから、7対1の看護体制の問題とのかかわりで、市は看護師の確保に相当目の色を変えていると思うのです。年齢を問わず集めているのではないですか。若返りなんて、そんな余裕のある集め方をしていないでしょう。だから、この看護師の年齢構成は、しばらくは続くのではないですか。だから、必死でやっているから、この七、八年来を見ても、看護師の数はある程度確保しているのです、400人ちょっと、違いますか。だから、若返りなんてそんなきれいごとを頭に置いて採用なんてやっていないでしょう。だから、そういうことも加味するから、どういふ努力が必要なのかということを知っているわけでは。

それから次、二つ目の薬剤・材料費の問題ですけれども、これはちょっと知っていることに答えていないと思うのです。一般的に自治体病院は高いと、前からそんなことを言っています。民間病院の方が安く入れているということなのだから。自治体病院として、樽病なり二病は、二つの病院が連携して共同して購入して安くしているということは以前からも聞いていました。その程度では答弁からいくと自己矛盾でしょう、高いというのだから。だから、どこと比較して、どれぐらい高いのか。そんなことを私から言われることなく資料はきちんと押さえていると思うので、もっと立ち入った答弁をしていただきたい。

それから、自治体病院に対してたくさん納入している業者が価格のつり上げをやっているのではないのか。以前でしたけれども、市役所に重油を入れている小樽の業者が高くしていたというので、当時の財政部長がかんかんに怒って、業者を呼んでどなり散らしたことがあるのです。あのときはぐっと安くなったのです。病院で金額が大きいから、そういうことを疑ってかかって、高いということを知っているのだから、どうして安くするような対策をこれまで講じてこなかったのですか。今まで何をやってきたのですか。

それから、材料費、医療機材が高いというのは一般的に言われていますけれども、市立小樽病院はそれよりも高いというふうにあなた方がおっしゃっているから、材料その他、何と比較して高いのか。どういう部門で高いのかということも教えていただきたい。

それから、どうしても解せないのは、昨日もちょっと議論したのですが、診療科目ごとに採算を明らかにするシステムになっていないと、何遍も同じことを言うわけでは。けれども、どうして内科の医師を入れたら3億2,000万円増えるというふうに即座に答弁するのか、私はわからないのです。だから、こういうことをちょっと答えていただきたいと思います。

それから、44億円にかかわる財政再建推進プラン実施計画なのですけれども、44億円を5年間で返すというのは最近の話です。そのときから財政再建推進プラン実施計画については、修正をかけなければならないということはわかっていたと思うのです。それで、第4回定例会にいろいろ我が党が反対している病院の基本構想の基本設計の予算とか、旧手宮線の債務負担行為が出ている。それらは一体どうなるのかということも、財政再建推進プラン実

施政計画の平成25年度まで少なくともこうなりますというのを示して、そして心配ないと。意見は違ってもわからないけれども、少なくとも市の立場から、そのぐらいのことは第4回定例会に示して審議の対象にするということは、やってよかったのではないかというふうに思うのです。

それから、2回目の質問の最後ですが、高齢・福祉医療課長に聞きますけれども、約2,700人から800人くらいが保険料を新たに負担しなければならないという話でしたよね。助成はあるけれども、これで小樽の場合は8万5,000円ですか、北海道の出している保険料からいったら、2,700人と仮定した場合に、20年度は総額で幾らかぶることになるのか。

(樽病)事務局長

まず1点目、全道平均の話ですけれども、一つの我々の判断材料とすれば、自治体病院は非常に6割から7割の赤字であるという状況の中では、先ほど小樽病院総務課長から答弁しましたように、一つの参考としては、黒字の病院が全国平均ではどのくらいかと、そういうのも一つ参考になる。小樽病院総務課長も答弁しましたとおり、たまさか私は、全道平均の資料を一部持ってきていませんので今答弁はできませんが、考え方とすれば本会議でも小前議員の御質問に答弁しましたけれども、やはり50パーセントを切っていくということが一つの大事なことだと思います。

それでもう一つ、次は岩見沢です。岩見沢市立総合病院の平均年齢は、特に看護師は従前から承知していたのですけれども非常に若い。これを例えば小樽病院に、すぐどういうふうな対応をすればこれだけの平均年齢に近づくかといったら、現実的には非常に難しい。今までもそういうふうな対応はしてこなかったというのは事実ですが、ただ私どもが今考えているのは、年齢構成を若くするということが、当然現実的には非常に難しい。これは、時間をかけてやっていかなければならない問題だということが一つと、やはりこれも代表質問で市長が答弁しておりますけれども、給与制度そのもののいわゆる考え方をひとつ変える。それが一つの最近私どもが言っています、いわゆる地方公営企業法の全部適用をして、いわゆる経営体制を変えていく中で、給与制度自体もやはり検討していくということが一つ必要かと思えます。

それと、薬剤費の問題ですけれども、北野委員がおっしゃるのは、非常に私もわかるのですけれども、今まで現実的に、例えば自治体病院が共同で仕入れるという形ができてこない。これは、いろいろな諸般の事情で非常に難しいことだと思います。ただ、私どもが少なくとも、小樽病院と第二病院で、いわゆる価格の設定というのはお互い協議して業者とも話しながら、それで毎年値下げの交渉をしているというのが現状です。ただ、今後どこの自治体病院も非常に厳しい状況が続きますので、一つの御提言として、我々の問題意識として、この自治体病院が共同で仕入れるという方法というのでできるのかどうか、その辺はやはり考えていかなければならないのだろうというふうに思えます。

それと、医薬材料費について、薬剤費同様、私も言っていることは認めます。いわゆる民間病院より自治体病院というのは高いだろう。資料に基づいて出すというのは、これははっきり言って出ていないのですが、一般的にいわゆる医療界で言われているのは、そういうふうに使われているということで、答弁してきたと思います。それで医療機器の方は、私どもはどういうふうな価格の考え方をとるかということ、自治体病院共済会というところがありまして、それが全国の医療機器のいわゆる実勢の購入価格というのを押さえていまして、それを逐次購入前には聞いて、そういった中でいわゆる医療機器の予定価格なりを判断しております。

もう一つは、医療機器というのは、開発されて売り出した当時は、もう億単位で非常に高い機器ですけれども、これが3年、4年、5年たつと、非常に価格も下がってくるということで、医療機器の値段は、非常に難しい判断をしなければならない。そういった中で、今みたいな対応をしているということなんです。

それと、診療科目のいわゆるコストのお話ですけれども、これは以前に私は北野委員と話したと思いますけれども、私はコストを計算するコストマネジメントというのは、これからの病院では、もう当たり前のお話だと、大事な



ことだと思いますが、残念ながら両病院ともに古い病院でして、医事システムなり管理システムがそういうふうになっていないものですから、コスト計算ができない、できにくいというふうな状況になっております。

それと、内科なり外科なりの私が金曜日に答弁したのは、何ができるかという診療報酬、入ってくる値段だけは今のシステムでできるのです。ただ、それに伴ってかかる経費が、いわゆる材料費なり、そういったものがシステムのできていないということで、なかなかこのコスト管理というものができていない。これは、私も非常に残念だと思いますけれども、これは今後の新しい病院ではもう当たり前のシステムですから、オーダリングシステムなり電子カルテなりにしたら、当然これはコスト管理もしていけるというふうな形になるかと思えます。

(財政)中田主幹

財政再建推進プラン実施計画の見直しとの関係でございますけれども、12月1日の市立病院調査特別委員会で示したのは、病院の関係の方を事前協議するに当たり、北海道から繰入れ、繰出金の関係があるので、一般会計も提出を下さいということで提出させていただいております。もちろん今回の病院の44億円の解消に、一般会計に非常に多額な負担がかかってくることは事実でございます、その辺の要因が今まだ北海道との協議中の部分もございます。それと平成17年度赤字決算で、18年度の一般会計の起債を借りるに当たっても、今、健全化計画を今後出すことになってございますので、その辺の整合性と、それと19年度予算の状況を踏まえて、財政再建推進プラン実施計画の収支の見直しが必要というふうにご考えてございます。

(福祉)高齢・福祉医療課長

後期高齢者の保険料の関係ですけれども、北海道の8万5,000円のベースをまるまる国のベースの試算に当てはめて計算しますと、8万5,000円を所得の比例の応能割の部分と応益割の方で分けると、4万2,500円ずつというふうにご考えます。そして4万2,500円のうち部分が一応軽減措置ということで、激変緩和で半分になりますので、年額としては2万1,250円程度が負担の部分となって、残りの2万1,250円部分が公費負担という形になります。その部分が2,700人分という形になりますので、総額では5,740万円ほどが公費負担の部分になるのですけれども、そのうち4分の1相当が小樽市の負担ということになりまして、総額としましては1,450万円程度が小樽市の負担になるかと思えます。この部分につきましては、保険基盤安定制度という制度の中で一応交付税措置されるような形になるかと思えます。

北野委員

だから、新たに負担をかぶる2,700人の総額は幾らかということに触れてください。これは後でいいです。計算しておいてください。

まず、小樽病院事務局長に聞くけれども、新しい病院になったらいろいろシステムを近代化して、その診療科目別の採算についてはうんぬんと。それは、私もそういうふうになると思うのです。しかし、今44億円は新築の前にけりをつけなければならないのでしょう。だから、そういうことが果たしてできるのかという問題意識ですと私は聞いてきているのです。そこにかみ合った答弁ではないのです。順調にいったら5年後以降の話しか事務局長はしないわけです。だから本当に44億円のうち仮に22億円を一般会計から持ち出すけれども、残りの22億円は医業収益が上がらなかつたら、これは一般会計から持ち出さざるを得ないわけでしょう。そういうことが、果たしてどうなのかという心配があるから聞いているのです。だから、現時点から新築までの間、医業収益を上げると、事務局長がおっしゃるとおり入ってくるのは簡単だから説明はする。しかし、現に材料が高いとか薬品代が高いとか、いろいろのことを言われているわけだから、人件費はそう簡単に事務局長が言うように時間をかけないと年齢構成を下げていくことができないから、それは私もわかりますし、先ほど指摘したように看護師の確保だったら、もう見境なくやっているのだから、実際の部分は年齢構成なんてあっちに飛んでしまっているでしょう。だから、そういうことを考えれば、本当に12月1日の市立病院調査特別委員会で示した44億円をこういうふうにして消していくという計画が「絵にかいたもち」になって、一般会計が相当額かぶるのではないか。そうでないという説明・答弁をい

ただきたいというのが、私の問題意識ですから、これは何回も申し上げています。だから、高齢・福祉医療課長と病院の方ともう一回答えてください。

(樽病)事務局長

コスト管理をするためのシステムというのは、かなりの投資が必要ですから、現実的にこれを今新市立病院の前に導入するということは非常に難しいし、いわゆる手戻りになるというふうに考えていますから、ただ今回示しました資金収支計画でも、今までいろいろな努力をしてきて、それが積み重なって今効果を生んでいる。それから、これからもいろいろなことをやっていくという中で、資金計画をつくって皆さんに提示しているわけですから、我々とすれば、病院長以下この計画に基づいて着実にこれが実行できるような形で、あらゆる面で努力をしていきたいというふうには考えております。

(福祉)高齢・福祉医療課長

北海道の試算によります後期高齢者の保険料ですけれども、先ほど申しましたように年額で申しますと8万5,000円ですので、それを応能割と応益割に分けますと、応益割相当が4万2,500円となります。4万2,500円の半分が軽減措置ということで2万1,250円、その12か月という形になりますので、1人当たりの負担としては、約1,770円程度になるかと思えます。それ掛ける2,700人分という形になります。

北野委員

最後に市長に聞きますけれども、市立病院の経営です。新築の前に44億円というのは、突然の話だけれども、それを消していく上で、こういう計画を出したけれども、よく吟味してみれば、なかなか確たるものがないのです。小樽病院事務局長は、今、最後にこれに基づいて一生懸命やると言ったけれども、一生懸命やるのは当然の話だと思うのです。けれども、果たしてそれがうまくいかなかったら、44億円を全部一般会計でかぶるわけでしょう。だから、かつかつの計画を立てているときに、44億円が狂って、結局また病院の方の分を余計にかぶらざるを得ないということになるのではないかと思うのです。だから、市長として44億円を決断、5年間で北海道の言うとおり貸付金を解消する。こういうふうになったときに市長自身は、現実には私が先ほどから指摘しているきちんとそれが保証できるような計画に至るような見通しというのがあるのかと聞いても、答弁は不透明です。

だから、私は独自削減、その他やっている人件費でも1人当たりの人件費を少なくするとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、果たしてこの計画がそのとおり進むというふうに、市長は考えているのかどうか。この議論は、わずか2回の議論でも、44億円についてははっきりしないです。

市長

44億円の問題もそうですし、それから一般会計の赤字解消分、これをやるには相当な覚悟が必要だということは前から話しているとおりです。一応、それぞれ現在ある指標を用いて試算をしていますけれども、とにかく病院には相当頑張ってもらわなければならない。これは病院長にも話をしておりますし、したがって100パーセントとは言いませんけれども、保証はありませんけれども、これに向かっていかなるを得ないだろうと。とにかく病院の新築をさておいても、病院の一般の起債も借りられないという話になりますと、医療機器の更新もできないわけですから、これはもう本当に死に物狂いでやらざるを得ないというふうに思っていますので、ぜひこれに向かって、相当みんなで決意を新たにして取り組みたいと思っています。

北野委員

市長に今の件で伺いますけれども、病院の5年間での44億円の解消の問題と、一般会計の共通部分のですね。それから、今の赤字解消と、差し当たり両方を取り組んでいくと。しかし実際としては、財政部も恐らくそうだと思うのだけれども、これからやらなければならない実質公債費比率のその骨格なんか、もう軽いものだと。もうとにかく44億円をどうやって消すかということの方が相当重荷になっていると思うのです。そういう中で、私はどう考

えても旧手宮線の 1 億 9,000 万円は余計だと思います。何の根拠もない。前からの約束だとか、言われたからとか。この財政難の中で、幾ら債務負担行為でも先送っていただけの話なので、市長、これぐらいは撤回するというふうにはならないか。この財政難の中で何の根拠もないですよ。

市長

旧手宮線の問題については、今、地元の皆さん方とどういった形にあそこを整備するかという議論をしている中でございますので、早く結論を得て事業化を進めると、これはまた起債の導入も可能になりますので、一般財源の持ち出しは相当減りますので、これはそういう意味で小樽観光の新しい目玉として、また一つやっていかなければならない以前からの懸案事項ですから、ぜひ進めていきたい。確かに財政的には一時的には負担がかかりますけれども、早く事業化できれば起債どおり図って進めていきたいと思っています。

北野委員

最後に意見だけ述べて、市長に言いますけれども、旧手宮線は、市長も余計なお金だというふうに思っていると思うのです。その負担を市民の皆さんにかぶせ、職員の皆さんにも必ず達成せよというふうに号令をかけているでしょう。その市長自身がこの 1 億 9,000 万円、確たる根拠もないです。私は沿線の方に若干歩いて聞きました。あるおばあさん、有効活用というけど、今有効活用している。冬は雪投げの場所、夏はお花、野菜もそうだと。有効活用して市民に喜ばれているのです、こうやって言っていますから。だから、これから何か考えると、買ってしまっただけから使い方を考えるなんて、こんな逆立ちしたところに財政が厳しい中で、1 億 9,000 万円も出すということは、もうとんでもない話だということだけを述べて終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐々木(茂)委員

新病院の建設について

まず、新病院の建設についてお尋ねします。さきの第 3 回定例会において、建設地を築港地区とすることが決定しました。それで、今議会に基本設計業務の委託料の予算が提案されております。これまでいろいろ議論がされてきたわけですが、基本設計が始まるということは、新病院建設に向けて事実上スタートすることになります。医師、看護師にとっても、また新病院建設を強く望む市民にとっても、大いに期待しているところだと思います。

そこで、初めに、建設までのスケジュールについて、現段階で想定しているもので、今後はいろいろと変更があると思いますけれども、基本設計の委託契約は何年何月からか。それから、工事建設完了が何年何月までとなりますか。また、合計すると期間で何年何か月を予定しているのですか。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

建設工事完了までの期間等についてでございますけれども、これまでも答弁をしてきましたように、基本設計には約 1 年間、実施設計に約 10 か月、工事は約 2 年 3 か月程度を想定してございます。それぞれ契約などの期間を考慮しますと、基本設計の開始から工事の完了までについては 4 年数か月と考えてございます。仮に基本設計を来年の 3 月ぐらいから始めるとした場合、工事の完了につきましては平成 23 年 6 月ぐらいの時期になるかと考えてございます。

なお、これらの期間については、現在想定している期間でございますので、短縮に向けた検討を今後もしていきたいというふうに考えております。

佐々木(茂)委員

次に、基本設計の委託料、これについて今回提案している額は 8,505 万円ですけれども、基本設計では建物の規模、面積などもまた決まってくるというふうに思いますけれども、もう少し基本設計の内容を説明いただきたいと思い

ます。

また、金額内訳と算定根拠についても、大枠にしかならないと思いますが、説明をお願いします。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

最初に、基本設計そのものの内容でございますが、これはこれまで検討してまいりまして、基本構想に基づきまして、例えば病院の機能とか、あるいはその配置計画、平面計画、その他の設備計画などを図面をもって明らかにするというものでございます。この策定に当たりましては、現場の医師とか、看護師とか、それらの病院スタッフと実際に協議をしまして、設計者も交えた中で一つの形のものをつくり上げていく。病院建設の場合は、特に各部屋ごとに医療機器なり備品がございますので、それらのものを想定した上で病院を構成する各部屋のプランをつくっていくという作業になります。これと並行した形で、例えば建設工事の工法の問題とか、あるいは工事費の概算額の算定とか、こういったものもあわせて行うことになります。

次に、今回上げています基本設計の補正予算額についてでございますが、総額で8,505万円ございまして、この内訳につきましては、基本設計委託料が6,500万円、それに伴う業務としまして地質調査業務が1,400万円、テレビ受信障害予測調査業務が500万円、それぞれに消費税相当額を加えた額が今回の8,505万円でございます。

佐々木(茂)委員

次に、起債についてですが、基本設計は起債の対象にならないというふうに聞いておりますけれども、起債の手続は建設事業費が100億円を超えるものは、国との事前協議の必要があるというふうに思います。現在、北海道、国と協議も行われているように聞いておりますけれども、起債の手続に入っていると考えていいのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

委員がおっしゃいますように、事業費が100億円を超える病院につきましては、事前に協議をするということになってございます。この中で、現在の予定でいきますと、平成19年度に事業の中の起債の導入を予定してございますので、これについて事前協議に入っているという段階でございます。

佐々木(茂)委員

先ほど基本設計の中身についてお伺いしましたが、本来起債を受けるということは、病院の規模とか面積が確定しなければ起債は受けられないのではないかと思います。そうすると起債を受けることができる期間というのは、基本設計を委託して、規模、面積などを決めた後、平成20年3月ころになるということに理解してよろしいのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

先ほど申し上げましたように、現在は事前協議をしているところでございまして、この後、基本設計を発注した後、建物の具体的な機能とか、あるいはその面積が決まっております。現状協議している内容については、病床数とか、診療科目とか、こういったものを中心にやっているところでございまして、基本設計の中で決まったものをその都度協議に乗せて、引き続き協議をしていって、整った段階で許可をいただくという流れになってございます。

佐々木(茂)委員

次に、基本設計を民間の設計事務所に委託するわけですが、その設計事務所を選ぶ方法というのか、入札はどうするのか、今言える範囲内でお伺いします。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

基本設計の発注の形態でございますが、現在のところプロポーザル方式を採用することで考えてございます。

佐々木(茂)委員

その今答弁をいただきましたプロポーザル方式ということなのですが、もうちょっと中身について、公募による方法と指名による方法ということがないように聞いておりますが、今回はどのような方法で行うのか。また、そう

する理由はどういうことなのか。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

発注形態についてですが、今、全道各地の状況を見ますと、プロポーザル方式か、あるいは競争入札でやっているところもありますが、最近の傾向としてはプロポーザル方式の採用が多くなってございます。このプロポーザル方式につきましては、主に設計業務などのように内容や、その結果が目に見える形になっていない業務に採用するものです。逆に言いますと、市の方が物品を購入する、あるいは工事を発注するという場合は、物品であればその品物あるいは性能がわかります。工事であれば図面によってでき上がりが想定されます。ですから、こういった場合というのは、どの業者が物品の場合納入する、工事の場合はどの業者が施工しても一定の成果が出てきます。ところが、設計の場合で言えば、設計者の考え方あるいは方針によって、その成果が一定しません。こういった場合には、まず発注側が今回行う業務についての考え方を相手に求め、その提案をしていただいて、その設計者の中から最も適した者を選定し、その者と随意契約を結ぶ方法でございまして。

佐々木(茂)委員

今の民間の設計事務所を選定しますと、その審査はどういうふうに行われるものでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

プロポーザル方式を採用しますと、相手方を選定するための選定委員会というものを設定します。この中で、設計者側からの提案を審査しまして、最も適したものを選定するという流れになってございまして、このやり方については、自前の組織の中で選定委員を選ぶ方法と、民間から委員を選定する方法と二つございまして、基本的にはみずからの組織の中に建築技術者がいる場合は、自前の組織でやることについて問題がないということになってございまして、現在のところは市内部で選定委員会を設置しようというふうを考えてございまして。

佐々木(茂)委員

次に、建設地が築港地区に決まっても、なおかつ現在地プラス隣接地での建設の陳情が提出され、今議会中にも市立病院調査特別委員会に付託されるということになっておりますけれども、私はちょっと疑問を感じるわけがあります。そこで、市立病院調査特別委員会の質問だというふうに思いますけれども、委員ではございませんので、私なりに今回ちょっと質問をさせていただきます。

先ほど建設地が築港地区に決まって、これから基本設計から工事完了まで、4年3か月程度の期間を要するという説明があったと思います。こういう工事期間で考えてみますと、現病院の隣接地を仮に譲っていただければ、現在地プラス隣接地の敷地面積は何平方メートルぐらいあるのか。そうすると、この地区の用途地域などの法的規制からすると、建物の全体の面積は幾らになるのか。また、日影規制というふうなことも聞いておりますが、高さ制限がされると思いますが、階数についてはどうなるのかということをお伺いします。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

現在の小樽病院敷地と隣接地の件についてでございますけれども、まず現在の小樽病院敷地は7,636平方メートルございまして、その一部分に現況が私道でございまして、道路が入ってございまして。その隣の土地、これは以前嘆願書が出たところということで、2,500平方メートルとすれば、両方合わせますと1万130平方メートル程度という土地になると考えてございまして。

次に、可能な建物面積につきましては、この地域の容積率で考えますと、延べ面積としましては2万9,600平方メートル程度が限界の面積となります。可能な建物の階数でございまして、先ほど委員がおっしゃいましたように日影規制がかかってございまして、これから判断しますと、おおむね5階建て程度が高さ的にはもう限界なのかなというふうに考えてございまして。

佐々木(茂)委員

まとめてちょっと申し述べます。

今、聞いた規模で仮に建設工事を行うとすると、初めに第 1 期工事として隣接地に病院の一部を建築すると、全体の敷地面積の割合からすると、建物の規模としては 25 パーセントぐらいしかできないのだと思います。工事も 1 年ぐらいは必要だと思いますが、いかがでしょうか。そして、現病院の機能を仮に 50 パーセント分を 1 期工事に移すとします。そうすると 2 期工事分は 50 パーセント分解体して、そこに増築するとします。解体と増築工事が 2 年ぐらいかかるというふうに思います。残りを 3 期工事という形にすると、また 2 年ぐらいが必要となり、基本設計、実施設計を含めると合計 7 年もの長い期間を要するというふうに考えなければなりません。これは、現病院の機能を一切無視した考えで、機能等を考慮すると、もっと長い工事期間が必要であり、現実的に現病院で工事を行うことは私にはできないと思いますが、そのことを含めた考え方をお聞かせ願えればと思ひまして、質問を終わります。

(総務)市立病院新築準備室鎌田主幹

現在地に隣接地の土地を加えて、その土地を利用して、そこに病院を建て直すという計画につきましては、先ほども総面積を答弁しましたけれども、トータル 1 万平方メートル程度でございまして、そのうちの 2,500 平方メートルが最初に空き地となる部分ですから、そこを利用して最初に建物を建てたとしても、次の建物、いわゆる 1 期目の工事ができ上がった後に、既存の病院の機能を移していく。それでその機能を移したところをまた壊すということになりますと、そういう繰り返しになるのですが、実際には病院の場合は、電気設備とか、あるいは冷暖房設備、こういったものが必要になりますので、最初に建てたところにも必要だし、壊した以外の既存の部分でも両方必要ということなどをいろいろ考えますと、極めて現実的ではない。ここでの建替えというのは、現実的ではないというふうに考えてございます。

総務部吉川参事

今、主幹が答弁しましたけれども、やはり大前提として、前にも言っておりますけれども、まず絶対的な面積がそこを入れても足りない、駐車場確保とか、膨大な地下駐車場をお金をかけてつくっても足りない。それが一つありまして、あと御承知のようにウナギの寝床みたいな土地形状になりますので、今のあいた部分に建てて、その残った部分は常に機能的につながらないと、これは病院として運営できないということがあります。私どもが第二病院にいたときに、例えば外の空調の工事とか、ボイラーの工事とかは、外来中はできない。そのぐらい例えばあそこで一部解体などが入りますと、絶対に検査とか診療機能に大きく影響して、とても現在の診療を続けながら壊しながら建てるということではできないと考えていますので、やはりより現実的ではないというふうに思います。

小前委員

病院事業会計について

平成 17 年度の不採算部門での赤字額はお幾らなのでしょう。

(樽病)総務課長

平成 17 年度の病院事業会計の不採算部門ということですが、不採算というのは何かという定義というのは特にありませんけれども、一般的にはへき地の医療とか、不採算地区医療というふうに言われていまして、そのほかに小樽病院が該当するものでは、高度医療とか結核とか精神医療などが一般に言われていますので、それを不採算部門と考えて述べたいと思いますけれども、赤字額につきましては、先ほどの答弁でもいたしましたけれども、現病院の医事会計システム上、その収支についての赤字額というのはちょっと出ませんので、病院として考えた一つの試算として申し上げますけれども、例えば高度医療につきましては、高度医療機器の元利償還金とか、リース料として考えますと、17 年度では 6,200 万円、結核につきましては、結核患者を一般患者として受け入れた場合の収入との差を計算しますと 2 億 9,700 万円、精神医療につきましては、結核と同じ考え方で計算しますと 4 億 8,000 万円となっております。

小前委員

それでは、不採算部門に入ってきた交付税はお幾らでしょうか。

( 樽病 ) 総務課長

まず、高度医療につきましては、交付税は高度医療という項目では算定されておりませんので、想像するには病床割というのがあります。そんなふうに見られていると考えますと、病床割全体では4億6,200万円となっております。結核につきましては1,900万円、精神につきましては8,100万円という交付税措置になっております。

小前委員

小児病床で25床分2,082万円も入っているはずなのですけれども。

( 樽病 ) 総務課長

小児病床につきましては、交付税としては2,080万円ほど入っております。

小前委員

代表質問でもお聞きしましたが、交付税は許可病床890床で1床当たり51万9,000円、普通交付税で4億6,200万円も入っています。そのほかにこの特別交付税で精神、小児、結核で1億2,100万円が入って、合計で7億3,159万円も入っています。これだけ交付税が入っているのに一般会計から5億7,619万円、それさらに赤字額が1億3,600万円、この原因は何なのか、もう一度お答えいただきたいと思います。

( 樽病 ) 総務課長

赤字額の原因ですけれども、今言った項目につきましては、例えば精神とか結核につきましては、その病床につきましては、あきが出たとしても他の患者が入られないということもありまして、それなのに病棟としては基準の看護師を配置しなければならない。また、結核や精神につきましては、薬剤投与というのが中心の治療になりますので、そしてさらに長期入院を要するという事などから、患者1人当たりの診療単価がほかの診療科に比べて非常に低いということが、それらにつきましては赤字の原因と考えております。そのほかに先ほども答弁をしましたけれども、やはり自治体病院に共通の課題の一つとして、人件費の負担が大きい。これは、小樽病院は、やはりほかの黒字病院に比べましても、人件費率が高いですので、それが原因ということと、そのほか診療材料費の節約とか、収入面ではそういう医師を確保していかなければならないというようなことが必要と考えております。

小前委員

代表質問でもお聞きしたのですけれども、市長の答弁に、人件費が55.6パーセントを占めていると、それを50パーセントに落としたいという答弁をいただきましたのですけれども、落とすために何を考えていますか。

( 樽病 ) 総務課長

人件費につきましては、非常に難しい問題もありますけれども、やはり一つには、公営企業の全部適用というものも検討して、その中で独自の病院の給与制度とか、柔軟に対応できるような効率的な病院経営を図るとというのが一つの方法として、具体的な検討に入っていきたいと考えております。

小前委員

全部適用をすると、給与体制が独自になるということでお答えをいただいたと思います。

男女平等参画について

それから、その次に男女平等参画についてお尋ねいたします。

代表質問で、小樽はまだ平等ではないので平等を使っています。そして、平等が解決してから共同にいたしますという答弁をいただきましたのですけれども、小樽は何が男女が平等でないとお考えでしょうか。

( 市民 ) 男女平等参画課長

平等ではないという状況でございますけれども、男女雇用機会均等法の施行後の状況とか、それから育児介護休業法がある中で、男性の育児休業がまだとりづらい点です。それからまた、独自で当市が行いました市民意識調査

のアンケートでございますけれども、その中で男性が優遇されているという答えがなされたのが、家庭生活の中では54.2パーセント、それから職場の中で優遇されているというのが57.1パーセントです。それから、社会通念、慣習で68.6パーセントという高い数字になっております。こういうことから見て、まだ男女平等になっていないのではないかというふうな意見がございまして、そういうふうになったかということであります。

小前委員

11月8日だったと思いますけれども、市庁舎の渡り廊下に男女共同参画室の歩みというパネル展があったと思いますけれども、そこに展示されておりましたのは、小樽での町会長の男女の比率とか、PTA会長の男女の比率、審議会委員の男女の比率、それから市議会議員の男女の割合というのが表として表れていたと思いますけれども、このときには審議会で女性の占める割合は道内一だということでしたよね。それから、市議会議員も江別市に次いで2位だと。それから、町会長、PTA会長は、確かに少ないけれども、道内の割合とすると全く同じ数値だという展示だったと思いますけれども、これでも男女平等とは感じていないで、ああいう展示になったのですか。それとも男女平等というのは、男女は同じ数になることが平等だという認識でいるのでしょうか。

(市民)男女平等参画課長

まず、数字から見まして、いろいろな市民の方の意見、見方があろうかと思えます。私ども審議会の委員ですが、今、委員が言われた31.9パーセントなので高い率なのですが、一応基本計画の目標といたしまして40パーセントを掲げております。もう少しだと思います。あと、町会157名中3名で、それからPTA会長が42名中5名であります。私どもの基本計画では、女性が男性とともに参画することで社会における多様な問題の解決につながるという意味から、当市としましてまだ足りないのではないかと。また、これからでも推進させていただきたいというふうな考えでございます。

小前委員

言いたいことがあるのですが、急ぎますので、今日はここでやめます。

学校給食について

学校給食についてお尋ねします。今、調理員は何人いるのでしょうか。

(教育)学校給食課長

調理員は新光調理場に28名、それからオタモイ調理場に17名、それから六つのそれぞれの学校でつくっている単独調理校がありまして、正規職員、嘱託員がおりますが、ここが16名で、合わせて61名で調理させていただいております。

小前委員

朝何時から夕方何時まで働いているのですか。

(教育)学校給食課長

学校はちょっと違うのですが、新光調理場、オタモイ調理場では朝8時35分から夕方は17時05分までということになっております。

小前委員

お昼1食なのになぜ長い勤務時間ですね。また、夏休み、冬休み、春休み、その方たちは何をしていますでしょうか。

(教育)学校給食課長

春休み、冬休み、夏休みは、なかなか給食をやっているときにはできないような仕事、大掃除みたいなもの、また、なべ洗いから床の掃除まで、あるいはだしの袋をつくったりとか、ふだん手をつけられないようなさまざまなことをやっております。



小前委員

そういった仕事は、普通の日、調理が終わった後にできないものなのですか。夏休み、冬休み、春休みでないといけないのでしょうか。

(教育)学校給食課長

ふだんは給食をつくりながらの世界ですけれども、給食のない時期もあります。夏休み、冬休み、春休みもありまして、そういうときには時間がありますし、そういうときにしっかり落ち着いてやっているというのが現状でございます。

小前委員

61人のうち来年は何人定年になるのでしょうか。そして、その数は補充されるのでしょうか。

(教育)学校給食課長

8名ほど来年は定員より少なくなっていくかというふうに思っています。春休み、冬休みの話もありましたけれども、その辺も考えまして、しかし給食に必要な人員というのは、やはり確保していかなければいけないだろうというふうには思っております。

小前委員

小樽の給食の未納金は800万円という報道がございました。そして、払えるのに払っていないのが現実だということ。そして集まったお金で給食がつくられているということですが、給食費はどういうふうにして集められているのでしょうか。

(教育)学校給食課長

学校給食費は、基本的には教材と同じような扱いという考え方があるものですから、まず学校で集めていくという考え方です。実際には、かなりの部分が銀行から直接口座引き落としになっております。それから生活保護の方、要保護といひまして就学援助を受けている方は、一部現金で納めたいという方たちを学校で集めております。学校によりましては、校長がやっているところ、それから教頭がやっているところ、事務職員がやっているところ、その他ありまして、その辺はそれぞれの学校の事情によるということで、だれが行うのかは全市的に統一されているわけではございません。

横田委員

今、小前委員の質問に関連してちょっと聞きたいのですが、もう一度、額と滞納率について給食費の不払の実態を教えてください。

(教育)学校給食課長

平成14年度で98.41パーセント、15年度が98.76パーセント、16年度が98.02パーセント、17年度が98.21パーセントで、98パーセント前後で大体来ておりまして、未納額が770万円、580万円、910万円、800万円というようなことでございます。

横田委員

要するに今98.2パーセントというのは、逆にすると1.8パーセントですかね、滞納率が。函館市が何か0.7パーセント、旭川市は0.9パーセントみたいですが、その倍の滞納率ということですが、何かこれの原因はあるのですか。

(教育)学校給食課長

先ほども答弁しましたが、各学校での取扱いというようなことがありまして、最近実は給食費の取扱いについての調査がありまして、小樽市内の状況があるのですが、よくなっているところもありますし、それから悪くなっているところも、若干収納率が悪くなったと回答しているところもありますが、ほとんどは変わっておりません。た

だ、よくなっているところでは、一生懸命電話をかけたり、あるいは校長が父母を呼んで話をしたりとか、そういうようなことをやっているところがあります。ただ、今、小樽市とほかの市の状況の違いについて、これはちょっと具体的な話ですが、私の個人的な感想ですが、よくやっている学校の取組の状況などをほかの学校にお知らせするなどしていければ、もう少しやり方といいますか、そういうものが共有できるのではないかなという感想は持っております。

横田委員

今、800万円の中で、明らかに生活困窮というか、就学援助を受けたりしている者以外の実態というのはわかるのですか。要するに、小前委員の質問にあったように支払い能力がありながら滞納しているという。

(教育)学校給食課長

納入していただけない理由について、学校側がどのような形で認識しているのかということだと思のですが、経済的な理由を挙げる家庭が相当ございます。もう一方で、保護者の意識の問題を挙げられる方もおられます。それで、主なものは、この二つだろうというふうに思います。

横田委員

だから、生活困窮以外で、払いたくないという人の割合はわからないのですか。

(教育)学校給食課長

実は、個々の児童・生徒の納入の状況というものをどこの学校に何件というような形で、学校給食課で押さえている状況ではありません。それぞれ学校で押さえている状況があります。学校からの報告だけですので、全体の各学校の中で保護者の意識の低さが何人の何件というような形で報告はいただけていないので、その中身については把握できておりません。

横田委員

対策を打つのに原因があるというか、実態がわからなければ対策も打てないと思うのです。生活困窮者から無理やり取れとか、もちろんそんなことは言いませんけれども、明らかに社会現象になっているように、私は払いたくない、先にパチンコに使うのだからとかなんとかと言って、義務教育なのだから学校が持つべきだという、とんでもないことを言う親がいるわけですよ。そういう人たちは実態を把握して、これは絶対取らなければならないのではないのかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

(教育)学校給食課長

同じ意見です。できるだけ、そういうようなことで学校と学校給食課とが連絡をとりながら、一つ一つつかまえて、状況を把握して、そういう状況に応じた話ができるのか、直接学校給食課ではないわけですから、うまく連携をとりながら収納がきちんとできるように考えていきたい、学校とも相談していきたいと思っております。

横田委員

例えば、その予算が入らないと当然お金が減るわけですから、そうすると食材の品質を落としたりとか、新聞にも出ていましたけれども、例えば100円の給食を当然もらえる人たちが、90何円の給食を食べなければならないことにもなるわけです。根室市では民事訴訟をした、それから留萌市も法的措置に訴えとか、いろいろ出ていますので、それから今朝もテレビを見たときやっていました。東京の話ですけれども、もう職員が家庭訪問、高層マンションの一番上に住んでいるような者が払わないのです。それは取ってきたという話ですけれども、ちょっと言い方は乱暴ですけれども、これはやはり不公平感も当然ありますので、ひとつその辺を今後どのように対策を立てていくかをお聞きして、この項は終わります。

教育部長

委員がおっしゃるとおりの問題でございまして、今、全国的に問題になっているわけです。そういう意味で小樽市としても、現在ある意味で、その督促を含めて学校にお願いしていた、ほとんど学校に、ある時期は任せ部分

もでございます。とりあえず、今、督促状等についても学校での対応という形になってございます。それで、どのぐらいあるのかという実態も含めて、今、教育委員会の方に名簿等を出していただいて、そして督促状の発送については、給食センターの方で実施をするという形で、第一陣を進めているところでございます。したがって、次の段階として、それらの状況を踏まえながらどういう対応をしていくのかということでの対応を、今考えている状況でございますので、そういう意味で早急にその問題を含めて、今後の対応を十分検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

横田委員

あまり言いませんけれども、根室市もこのたびの新聞では、「督促状送付等の回収事務はすべて学校長任せと市教委の丸投げを嘆いております」ということになっておりますので、しっかりと教育委員会が一丸となって対応していただきたいと思っております。

いじめに関するアンケートについて

それで、通告している本題に入りますが、昨日、公明党の佐藤委員からいじめアンケートについての御質問がありました。概要について、もう一度改めてお知らせいただきたい。

(教育) 指導室寺澤主幹

いじめに関する実態調査等の概要ですけれども、アンケートについては、児童・生徒用、教員用、学校用、教育委員会用と4種類に分かれております。

児童・生徒用の内容について申し上げますと、質問は12問ありまして、一番最後の問題だけが記述式になっておりまして、そのほかは選択して、数字に丸をつけるような様式になっております。

質問の内容といたしましては、「どのようなことをいじめと思うか」「いじめられたことがあるか」「どんないじめをされたのか」「だれにいじめられたのか」「いじめられたときだれかに話したのか」「今もいじめられているのか」「今年の4月からいじめをしたことがあるか」「今もいじめをしているのか」「どんないじめをしたのか」「いじめを見たり聞いたりしたことがあるか」「そのいじめをやめさせようとしたのか」最後に記述式で「いじめをなくすためにどうしたらよいと思うか」そのような内容になっております。

横田委員

いろいろな項目がまざって、いじめの実態もわかるかと思うのですが、これの児童・生徒への配布方法と回収方法についても、もう一度お尋ねします。

(教育) 指導室寺澤主幹

この調査の配布につきましては、12月15日金曜日に臨時の小中校長会議を開催いたしまして、各学校に配布いたしました。

(教育) 指導室長

特に、この調査の重要なところは、子供たちのプライバシーへの配慮ということがあるわけございまして、調査用紙自体は、学校、とりわけ私どもは担任から配っていただく。特に小学1年、小学2年もいますので、やはり説明をしていただいて、そして自宅に持ち帰っていただいて、自宅で保護者の方に見ていただくような文書もついてございます。そして記入をしていただいて、封筒がついてきますので、封筒に入れていただいて、封をするという形で学校に提出していただきたいという形になっているかと。これが児童・生徒用での調査の大きな流れということでありまして。

横田委員

今の方法は、当然そういうことかなと思うのですが、佐々木勝利委員がいるので、ちょっと私も言いづらいところもありますけれども、我々の主張ですから言わせてもらいますが、北教組がそのやり方にはとても協力できないということで伝えたということなのですが、この辺のちょっと概要を明らかにしてください。

( 教育 ) 指導室長

このいじめに関する実態調査にかかわりましての北海道教職員組合という職員団体ということでの対応ということでの御質問かと思えますけれども、北教組の小樽市支部からは、北教組本部がこの調査については問題などがあるということから、調査の実施に反対をし、非協力である旨の指示があったということから、北教組小樽市支部も調査の業務について非協力の方針で指示を出す旨の話が口頭によりあったところでございます。しかしながら北教組の小樽市支部といたしまして、このような考えを持ちつつも、現実的な問題として、教員が協力して実施せざるを得ないとの認識を持っている旨の異なるチャンネルからの考えも示されたと答えています。

横田委員

非協力の指示が本部から来たということですが、もう一度、なぜ協力しないのかという理由を教えてください。

( 教育 ) 指導室長

内容ということで、私どもも実はお聞きをしました。口頭でのやりとりということになりますが、基本的には、いじめ問題については、解決しなければならないものと受け止めているということではありますが、調査についてさまざまな懸念とか、問題があるとの認識を持っているようでございまして、その反対の主な理由としまして、調査項目を見ますと、子供にいじめについて誤ったとらえをされる懸念があるのではないかとか、調査結果がどのように使われるかが不透明であり、実施について納得できるような状況ではないこと。この調査を実施することにより、いじめの問題が早期に解決するかが見えにくい、見えないのではないかと。また、各学校において、これまで実態把握などが行われており、全道一律に調査をすべきことではないなどの趣旨の話があったところであります。

横田委員

実は、学校から、教員が協力してくれないということで、PTAに何とか協力してくれないかというお話があったようであります。けれども、これは本来はもちろん公務です。それをPTAにお願いするというのは、これは私は筋が違うと思うし、そういった相談を持ちかけられた父母の方は、非常に憤っております。このイデオロギーの対立でどうだこうだというのは、それは反対の意見はもちろんいろいろあるでしょうけれども、今言われたその3点、4点の理由では、だから調査をしないというのであれば、この時期にそれこそ地域も学校もみんなが一丸となって、いじめを何とか克服しようというときに、これはちょっと市民の賛同を得られないというふうに私は思いますけれども、教育委員会は、どういうふうにお考えですか。

( 教育 ) 指導室長

委員の御指摘のとおりでありまして、私どもは口頭で申入れを受けたわけでございます。お話をいただいたわけでございますが、再考を求めるといって再三にわたって話をしているところございまして、とりわけ今、いじめの実態をできるだけ正確に近づけて把握していこうではないかと。その中で、例えば学校から報告が上がってきたことの内容についても、どうなのか精査をしていくための重要な手がかりになりますし、また、子供たち自身が、実は自由記述があるわけです。子供たちはどういうふうにしたら解決できるのだろうか、と、どういうふうに思っていますかと。この部分も封をして、それこそプライバシーに配慮してできるような、そんな手だても講じられている。非常に貴重な調査でありまして、このことにいろいろな考えがあるにしても反対ということで、また実際にこの非協力ということが行われたとしたら、子供や保護者の皆さんの教員に対する信頼や信用を失いかねないと、そういう問題であるということ、再三話をしながら、その上で私どもといたしまして、本当に人権や命にかかわる貴重な調査でございますので、学校全体が協力体制を整えて、調査の実施とか活用に当たっていききたいということで、15日に臨時の校長会議を開催した折には、学級担任から子供たちに十分説明してもらって細かな指導をいただきたい。また、保護者の皆さんに対しても、この調査の実施について理解や協力を得るため、学校だよりなどにより周知するよう話をし、指導したところでございます。

いずれにいたしましても、このような非協力という話があったわけでございますが、実際に非協力という行為が

見られたかどうかということについてですが、本当にこういう問題があってはならないことでありますし、この問題については、当然学級担任から児童・生徒に十分説明するなど、きめ細やかな指導が行われて、非協力ということがあってはならないというふうに考えております。

横田委員

何かこの期日は26日と聞いていますが、二十一、二日からもう休みに入りますよね。間に合いますか。

(教育)指導室長

実は、北海道教育委員会後志教育局というのがございます。ここから調査票が届いたのは14日でございます。子供一人一人ですから9,500を超える封筒など、段ボールで十数箱が届いてございます。ということで、私どもは速やかにということで15日、翌日午前に各校長に配布し、指導、指示をしたところでございまして、実は後志教育局の提出期限が27日となっております。ということで、私どもの締切りはぎりぎりとりたいたいということから、点検等もございまして、開封はしないのですが、数字等の確認もございまして、26日の正午までにお出しをいただきたい。実は、終業式が22日ということになってございまして、今日、明日にはそれぞれの家庭に届いている。そして翌週に入りまして、まだ若干余裕がございまして、最大限とって対応してございまして、とにかく限られた時間の中でありますので、今、委員からの御指摘も含めて、最大限の努力をしてみたいというふうに考えております。

横田委員

ぜひ膨大な数ですので、教員の協力をいただきながら、いじめ対策はしっかりやってほしいと思います。

学習到達度調査について

本当に最後ですが、金曜日の菊地委員の質問だったと思いますが、全国学力・学習状況調査の話の中で、逆の意味で私は大変いい質問をしたのではないかと思うのですが、実施することになって、それに教員が非協力、要するに今の話ですよね、協力しない場合はどうするのだという質問を教育委員会にされたと思いますが、そのときの答弁は何かはっきり言ってよくわからなかった。私は、答弁というのは一つしかないと思うのです。法律、上司の命令に従う義務がもちろんあるわけですから、それに従わなかったらどうするのかという答弁はたった一つだと思いますけれども、これは指導室長、どう思いますか。

(発言する者あり)

(教育)指導室長

答弁の基本としては、委員が御指摘のとおり当然教員がやるべきものというふうに考えております。したがって、それが今回小樽市教育委員会が行いました学習到達度調査というものについては、諸般の状況の中での推移があったということを一一定御理解をいただきたいと思いますが、この1回くぐった次の状況は、また異なっているわけでございます。その中で、実際に小樽の子供たちの状況も明らかになってきてございます。そういう中で、当然、教員の方も今後どう変えていくのかということの中で、どう変わってきたのかをやはり問われざるを得ない。そういう意味では、趣旨も当然理解をしていただいて、私どもは、教員が教育活動の一環として、この調査をしていただくということで、当然その方向で進めてまいりたいということでございまして、今後その条件がどのようなか、推移は見ていかなければなりませんけれども、基本的な姿勢としては委員と同じ物の考え方に立っているというふうに理解をしていただければというふうに思います。

横田委員

処分を振りかざすなという声もちょっと聞こえましたけれども、日本は法治国家です。公務員の仕事は全部法に根拠があって、それに基づいて皆さん方も勤められていると思いますので、その法に抵触する、あるいは守らないということであれば、これは当然しかるべき指導をして、そしてそれにどうしても従わないときは、また違う手続もあるわけですから、そういうことをしっかりとやっていくという答弁をいただきました。今、指導室長

からは、私と同じ考えだといいますから、たぶんそういうことだと思いますので、ひとつ全国学力・学習状況調査にかかわらず、あまりあいまいな答弁ではなくて、しっかりした答弁を今後も期待して、私の質問を終わります。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 5 時13分

再開 午後 5 時30分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して、議案第 2 号、第 4 号、第 5 号、第10号、第26号及び第27号に反対の討論を行います。詳しくは本会議でやりますけれども、要点だけ述べます。

まず、議案第 2 号、旧手宮線の線路用地をこの財政難の中で 1 億9,000万円も出して J R から買うということは、全く市民の納得を得られるものではありません。財政難を打開するために、さまざまな負担を市民の皆さん、各界の皆さんにお願いしているときに、こういう補正予算は納得を得られるものではありませんし、市長自身の財政再建に対する構えが問われているということを指摘せざるを得ないわけです。

それから、後期高齢者医療広域連合設立準備のための負担金であります。これは議案第26号の条例案ともかわりませんが、質疑の中で明らかになったように、現在、健康保険料を負担していない約2,700人もの高齢者から新たに保険料を徴収するというものであり、かつ給付の制限も今回は触れませんでしたけれども、生まれる危険性もまことに大です。なお、初日に古沢委員からも指摘がありましたけれども、北海道全体が広域連合の議会を構成する。住民の声が、道民の声が全然届かなくなるという点が非常に大事だと思うのです。議会はチェック機構ですから、議会の代表とともにそこに執行側の市町村の代表まで座っている。市長は指摘されて苦しい答弁をしていましたけれども、こんなことはあり得ない話なのです。だから、選択制とはいえ、こういうやり方をとった北海道に異議の申立てがあつてしかるべきだと思うのです。自分が選ばれて出て行った首長は何というかわかりませんが、山田勝磨市長は。まことにおかしな話で、これは到底議会と言えるものではないというふうに考えるわけで、こういう点からもこの負担金には賛成できません。

次に、議案第 4 号、住宅事業特別会計ですが、これは指定管理者制度に移行するということであつて、市民に直接小樽市が自治体としてサービスしなければならない公の役目を放棄することに等しい。小樽市と入居者との間でいろいろトラブルやなんかもこれまでもあるわけですが、これを直接小樽市が聞くという仕組みにならないということにもなるわけです。最終的には責任を負うとは思いますが、こういう問題点があります。

それから、議案第 5 号、介護保険事業特別会計ですが、これは法律の改悪とはいえ、新たにサービスを受けられないという人が出て、介護予防の方に回されると。これ自体も問題なのですけれども、こういうのに1,735万円もの予算を使うということは納得できない。

議案第10号、融雪施設設置資金貸付条例を廃止するということは、冬の暮らしにかかわって、市民がどういう方であっても、これは対応せざるを得ない雪対策です。この雪対策の便宜を図る一つの貸付制度をなくすということは、これは到底同意できるものではありません。

議案第27号、病院事業会計の補正予算であります。これは基本設計業務を8,500万円余りで、外注するということだと思っております。議論になったように、これは今議会ですらに20日の市立病院調査特別委員会で議論になると思っております。建設場所の問題、これは計画の相次ぐ、正確には3回の縮小ですね、これで現在地で建て替える可能性があるのではないかと。市長はこれまで議会で十分審議しないで、私から言えば独断専行でどんどん走ってきた。本来であれば、現地改築がこういうわけでだめなのだというふうにして、市民の皆さんの納得を得るということではないのです。もう初めに築港ありきと。こういうやり方、しかもこれも財政難の中で8億3,000万円前後のお金を出して、JRから土地を買うというようなやり方が、果たして市民の合意を得られるのか、到底得られていないということは、さまざまな陳情が相次いで出されているということでも明らかでありますし、まだ診療科目についても、開院まで検討すると、小児科の問題をはじめとして、こういう問題が残っているわけですから。だから、もっと見極めて、そして計画を確定した時点で、適切な場所を選定するというふうな手法としても持っていくべきだということに考えているわけで、市長は今度、次の4月の市長選に立起を表明されていますけれども、こういう問題も争点の一つとして問われるわけですが、市長の政治姿勢として、市民の皆さんから意見を聞くというのではなくて、独断専行で走るというやり方は、小樽の将来を危うくするものだということを指摘して、討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第2号、第4号、第5号、第10号、第26号及び第27号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも横田副委員長をはじめ、委員各位と市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝しております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。